

平成19年第2回防府市議会定例会会議録(その2)

平成19年6月18日(月曜日)

議事日程

平成19年6月18日(月曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(29名)

1番	河 杉 憲 二 君	2番	藤 本 和 久 君
3番	山 根 祐 二 君	4番	斉 藤 旭 君
5番	横 田 和 雄 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	木 村 一 彦 君	8番	重 川 恭 年 君
9番	松 村 学 君	10番	伊 藤 央 君
11番	原 田 洋 介 君	12番	大 村 崇 治 君
13番	三 原 昭 治 君	14番	山 本 久 江 君
15番	平 田 豊 民 君	17番	藤 野 文 彦 君
18番	高 砂 朋 子 君	19番	安 藤 二 郎 君
20番	今 津 誠 一 君	21番	河 村 龍 夫 君
22番	久 保 玄 爾 君	23番	山 下 和 明 君
24番	馬 野 昭 彦 君	25番	深 田 慎 治 君
26番	山 田 如 仙 君	27番	中 司 実 君
28番	田 中 健 次 君	29番	佐 鹿 博 敏 君
30番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君	選挙管理委員会事務局長	松吉栄君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、大村議員、13番、三原議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の質問者、7番、木村議員、11番、原田議員の質問通告に選挙管理委員会所管にかかわる事項がありますので、あらかじめ選挙管理委員会事務局長、松吉君の出席を求めておきました。御了承をお願い申し上げます。

それでは、これより質問に入ります。最初は7番、木村議員。

〔7番 木村 一彦君 登壇〕

7番（木村 一彦君） おはようございます。

日本共産党の木村一彦でございます。今回はトップで質問をさせていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

まず最初に行財政改革について、とりわけ、祝祭日のごみ収集廃止の見直しについて質問をいたします。

第3次行政改革後期計画では、平成18年度から、夏場、すなわち6月から9月を除く期間の祝日につき、可燃、不燃及び資源ごみの収集業務を廃止するとともに、クリーンセンター施設での受け入れ業務についても廃止するとなっております。

これに基づいて、ことしも祝祭日のごみ収集は行われませんでした。特に、5月の連休中は丸々6日間収集が行われず、大量の生ごみがたまったことで、市民は多大な被害をこうむりました。アパートの住民などは、ほかに置く場所もないので、その窮状は耐えがたいものがあったといえます。

連休明けには、各ごみの集積場はごみであふれ返り、収集時間がいつもより大幅におくれたため、はみ出したごみをカラスや猫がつつくなど、不衛生きわまりない状況でありました。

そこでお尋ねいたします。

1、連休中の問い合わせや苦情など、市民の反応はどうだったでしょうか。連休明けの収集業務はどのような状況でしたでしょうか。

2、そもそも、なぜこの行革に取り組もうとしたのでしょうか。どういう考え方に基いて、これを進めているのでしょうか。

私はこのように市民に多大な迷惑をかけるやり方は真の意味での行革ではないと考えますし、この際思い切って見直すべきだと思いますが、市の今後の方針はどうでしょうか。

次に、ごみの分別・リサイクルについて質問いたします。市がまとめた平成18年度清掃事業概要によると、ごみの排出量は平成13年度5万2,190トン、14年度5万1,117トン、15年度5万2,931トン、16年度6万117トン、17年度5万2,895トンと、横ばいないしは微増傾向にあります。

ところが、分別収集の実績はどうかというと、市が子ども会など、住民団体に補助金を出して資源ごみの回収を行っている資源化推進事業、いわゆる廃品回収ですが、これの実績は平成13年度と平成17年度を比べてみますと、新聞が1,544トンから982トンへ64%に減少、雑誌が600トンから405トンへ68%に減少、その他の紙類が272トンから226トンへ83%に減少、布類が26トンから9トンへ35%に減少、鉄が85トンから48トンへ56%に減少、アルミが70トンから61トンへ87%に減

少、瓶が66トンから41トンへ62%に減少と、軒並み減っております。

また、自治会の自主搬入を含む直営の資源ごみ分別収集実績を同じく平成13年度と平成17年度とを比べてみますと、新聞が834トンから561トンへ67%に減少、雑誌が388トンから300トンへ77%に減少、段ボールが158トンから114トンへ72%に減少、ガラス瓶が426トンから372トンへ87%に減少、アルミ及びスチール缶が127トンから83トンへ65%に減少、ペットボトルが77トンから70トンへ91%に減少、合計2,010トンから1,500トンへ75%に減っております。

地球上の限りある資源を有効に活用し、浪費を避け、最大限リサイクルを図ることが今重要な課題となっており、地球環境を守る上でもごみの減量は最大の問題の一つであります。

リフューズ、すなわちごみになるものは要らないと断る。リデュース、ごみになるものはできるだけ減らす。リユース、物をすぐ捨てずに再利用する。リサイクル、不用になったものはリサイクルのルートに乗せる。いわゆる4Rがごみ減量化の合い言葉でありますけれども、中でもごみの分別とリサイクルは中心的な役割を担っております。市においてこれが減少傾向にあるというのは見逃せない問題であり、その原因究明と対策が急がれると思います。

そこでお尋ねいたします。

- 1、市において分別収集の量が減っている原因はどこにあるとお考えでしょうか。
- 2、当面の対策と将来的な見通しはどうでしょうか。

次に、国民健康保険について、とりわけ、子どもの医療費無料化制度と国保証取り上げの問題について質問いたします。

これまでの議会でもたびたび取り上げてまいりましたけれども、高過ぎる国保料と住民負担の増大は大きな社会問題となっております。さきの3月議会での私の一般質問では、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率はどんどん下がっており、最近5年間では平成13年が77.23%、平成14年が76.21%、平成15年が75.29%、平成16年が74.25%、平成17年はちょっと上がっておりますが、75.33%となっております。

今や滞納者が二十五、六%、4人に1人が滞納者という状況であります。これらの滞納者に対しては、国の指導に基づいて保険証を取り上げる資格証明書の発行がなされておまして、その数は年々増加の一途をたどっております。

しかし、こういう制裁措置が収納率の向上に全く役立っていないことは、3月にも指摘しましたとおり事実が示しているとおりであります。一方、子どもの医療費無料化制度が

国民の運動によって大きく広がり、山口県も今では就学前まで基本的に無料としております。その趣旨は、少子化によって国の将来が危ぶまれている中、次代を担う子ども一人ひとりの健全な成長を社会全体が支える。親の経済力いかんで子どもの命や健康が左右されてはならない、こういう考えに基づいていると考えます。

現在、親が国保料を滞納して、資格証明書を発行された場合、子どもの医療費無料化制度の対象となる就学前の子どもも医療費が10割負担となり、事実上、これらの子どもは医療機関にかかれなくなる状況が生まれております。

子どもに責任はありません。親が国保料を滞納したからといって、同じ年齢の子どもたちが医療費無料化制度の恩恵を受けているのに、その子だけ10割負担にして、事実上医療から排除する、このようなことがあっていいもののでしょうか。私はこのような無慈悲な措置は直ちに改めるべきだと考えます。

そこでお尋ねいたします。

1、これまでも質問してきましたけれども、改めてお伺いいたします。最近の国保料滞納者に対する資格証明書の発行はどうなっておりますでしょうか。その中で義務教育課程の子どもがいる世帯は何世帯でしょうか。また、就学前の子どものいる世帯は何世帯でありましょうか。

2、就学前の子どもがいる世帯への資格証明書の発行、すなわち保険証の取り上げは子どもの医療費無料化制度の趣旨を踏みつけにし、制度的にも矛盾を来すものだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。また、せめて、就学前の子どもがいる世帯からは保険証を取り上げるべきではないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、郵便投票の改善について、すなわち、身障者の投票の改善について質問いたします。

選挙権は、憲法第15条に規定された国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利であります。したがって、国民の投票権を保障することは民主主義の基本中の基本と言わなければなりません。

現在、身体の障害によって直接投票所に行くことができない人のために、郵便等による不在者投票、この制度が設けられています。身体障害者手帳で両下肢、足です、体幹、移動機能の障害、これは1級及び2級、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害、これは1級及び3級、免疫の障害は1級、2級及び3級が対象となっております。

このほか、戦傷病者手帳の特別項症及び第1項症から第3項症まで、第1項の症状です、第1項症から第3項症まで、介護保険の被保険者証の要介護5が対象となっております。ところが、日常車いす生活で同じように独力では投票所に行けない障害者でも、身体

障害者手帳の3級以下は郵便投票が保障されておりません。

そこでお尋ねいたします。

1、身体障害者手帳の両下肢の障害、両足の障害で、独力では投票所に行けない障害者でも、3級以下は郵便投票の対象者になっていないのはなぜでしょうか。制度的に瑕疵があり、改めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2、例えば身障者手帳1、2級の障害者が郵便投票をしようとする場合、選挙管理委員会に申請書と身障者手帳の写しを送って、郵便投票の証明書を交付してもらわねばなりません。この際に同居人もしくは周囲に介助する者がいない場合には、コンビニ等でコピーをとる作業や投函する作業をホームヘルパーなどに有料で頼まねばなりません。コピー代や郵送料もかかります。

これは障害があっても選挙権をまじめに行使しようという人に、健常者にはない負担をかけることになり、選挙権行使における平等を損なうこととなります。これを解消する手段を講ずるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まずごみの祝祭日収集廃止の見直しについての御質問にお答えいたします。

平成17年11月、防府市行政改革委員会より、「原則として祝日のごみ収集は廃止すること。ただし、夏場、6月から9月については当面収集するものとし、同時にごみ減量化について、官民一体となってさらに推進する」との答申を受けまして、昨年4月から夏場を除き、原則として祝日のごみ収集を廃止いたしました。

祝日のごみ収集業務を廃止いたしまして1年2カ月が経過いたしました。市民の皆様からの苦情は昨年より大幅に減少し、ことしの5月の連休明けでの苦情もほとんどない状態で、市民の皆様方に御理解いただいているものと思っております。

このように、祝日のごみ収集業務廃止については市民の皆様の御理解と御協力のおかげで定着化したものと考えておりますが、御指摘のとおり、特に大型連休のときなどは、多少の御不便をおかけしていることも承知しております。

このため、祝日明けにはごみ収集車を増車し、早急な収集をいたすことで、できるだけ御迷惑をかけないよう対応しておりますので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

なお、行政改革の考え方でございますが、市民の皆様の御理解と御協力によって行政改革は行われると考えております。時に、市民の皆様には御不自由をおかけいたしますが、

ごみ収集業務の祝日収集を廃止することによって職員の人件費が削減でき、この財源をもって市民の皆様と一体となり、ごみの減量化等を推進していくことを目的としております。

具体的には、電動生ごみ処理機購入費補助金の増額をするとともに、ごみ集積場所の清潔保持のため、ごみ集積施設整備事業補助金も新設したところでございます。しかしながら、まだまだ新しい補助制度のため、PRが不足しているようでございます。これからも適宜PRに努め、市民の皆様の利用促進を図っていきたいと考えております。

次に、分別収集量の減少の原因究明と対策についての御質問にお答えいたします。

ごみの減量化を進める取り組みといたしましては、まずはごみの発生抑制、次に、再使用の促進が有効でございます。さらにごみとして排出されたものにつきましては極力リサイクルを行うことにより、社会全体としてごみの3Rを実現していく必要がございます。

こうした中、循環型社会の形成に関する意識の高揚と相まって、スーパーやコンビニの店頭回収など、民間を含めた資源ごみのリサイクルが進んでいるところでございまして、議員御指摘のとおり、行政による収集量は減少しておりますが、民間ルートを含めた地域社会全体のリサイクル量につきましては、むしろ増加傾向にあるのではないかと考えているところでございます。

その理由といたしましては、特にペットボトルの引き取り価格が上昇しておりますように、総じて再生品としての市場競争力が保たれているという好条件がございます。また、市民の分別マナーが向上したことによりまして、民間におきまして、資源ごみを引き取りやすくなってきている状況が考えられます。

こうした中、行政による収集量の減少を品目別に考えますと、新聞、雑誌、段ボールという、いわゆる古紙類につきましては、新聞販売店等による回収サービスが行われるなど、排出の利便性向上が図られているようでございます。

また、容器包装リサイクル品目のうち、瓶・缶の収集量の減少につきましては、ペットボトルに取ってかわられつつある状況を踏まえて考える必要がございます。

さらに、ペットボトルにつきましては、市況の著しい好転による民間引き取りの増加に加えまして、格段に進んでおりますペットボトル自体の軽量化による収集重量の減少も無視できない要素でございます。

現在のところ、民間の各回収場所における家庭からの排出量の計量データを有していない中ではございますが、仮に再生品としての市場競争力が低下する局面を迎えた場合には、現状のようにスムーズな民間引き取りが困難になることにより、逆に行政による収集量が増加していくという予測も含めまして、現状分析といたしております。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたとおり、ごみを減らすことでごみの減量化及

びりサイクルは地球環境の保全にとって重要なことであり、現在、建設を計画しております新施設の供用開始を契機として、容器包装リサイクルの完全実施を行うとともに、今後とも市民、事業者、行政における役割分担を周知徹底し、地域社会全体としてのリサイクルの推進を図ることが、循環型社会の形成を長期的かつ効果的に実現していく上で、極めて重要であると考えているところでございます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、選挙管理委員会事務局長より答弁させていただきます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それでは、最初に行政改革、特にごみの祝日収集廃止の問題について再質問をさせていただきます。

ただいまの御答弁では、市民からの苦情は昨年と比べると大幅に減っているというお話でございましたけれども、その根拠となっているのはどういうことでしょうか。お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） はい、お答えを申し上げます。

まず、クリーンセンターにおきましては、今年度、特に連休明け、特に市民からの苦情の電話、問い合わせ、そういったものはほとんどなかったというふうに聞いております。

それと、あと1件、宿直の方に確認をいたしました。宿直の方には、8日間でございますけれども、全体では135件の、具体的な中身はちょっとわかりませんが、ごみ関係に関する問い合わせ等はあったということでございます。これはいずれにしても、昨年と比べますと、昨年の特にクリーンセンターにおける電話の鳴りっぱなし、そういったものと比べますと、先ほど市長が申し上げましたとおり、大幅に減ってきておるという状況でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 電話の数は減ったということでありましてけれども、それは必ずしも、先ほど御答弁にありましたように、市民がこのことを理解したというふうには、私はとれないと思います。

私の周辺では、このことに対する苦情は大変厳しいものがたくさんあります。ですから、ある面ではもう市民もあきらめた、あきらめたというか、昨年と比べて、言ってもしょうがないということになっているかもしれませんが、その市民の不満というのは大変強いものが相変わらずあるということをお私に指摘しておきたいと思っております。

それで、この行政改革、ごみの祝日収集廃止をした背景といたしますか、理由についてはどのようにお考えなのか、先ほどちょっと余り具体的なお話がなかったようですが、お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 行革の理由でございますが、これにつきましては、先ほど、これも市長が御答弁申し上げましたとおり、いわゆる行政改革委員会からの答申を受けたものでございます。

内容につきましては、これ、先ほど市長が答弁の中で申し上げたとおりでございますが。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） この件につきましては、実は平成17年の6月議会で同僚の山本議員が質問しております。それに対する市の答弁はこのようになっております。

市長の答弁では、要するに、県央合併の協議の中で、防府市以外の市がごみ収集の収納容器設置とか、あるいは収納施設建設への補助金を出している、防府市はこの面ではおくと、こういうことがわかったと。そこで、こういうごみ集積場への補助金等々を出すためにこのことをやるんだというような、大要、そういう御答弁でありました。

それから、当時の総務部長、現副市長の嘉村総務部長は、このように言っています。「さきの合併協議において、例えば、ごみ収集場所整備費補助金という項目におきましては、防府と阿知須町以外は補助金を出しているということで、これは防府市には全くない補助金です。祝日の収集を1週間に1回は最低はいたしますけれども、ひとつ、少し行き過ぎた過剰サービスの部分を少し我慢していただければ、こういった補助金に、いきめのいく補助金になるのではないかと」、こういう御答弁されております。

行き過ぎた過剰サービスというのも、私は言い過ぎだと思いますけれども、要は、クリーンセンター職員の残業手当、割り増し残業手当、これを減らして、こういうごみステーションその他の補助金をこれから生み出すんだというのが、市長も当時の総務部長も答弁されておるところであります。

そこでお尋ねしますけれども、平成18年度の職員の残業代の縮減、どれだけ節約できたかという問題と、それから、ごみのこういう集積施設への補助金がどのくらい予定されていたのか、そして、その18年度決算では結果はどうだったのか、そのことについて。それから、今年度、平成19年度はそれに基づいてどういう予算を立てておられるのか、この点についてちょっとお答えを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 18年度予算における計上内容と、それと決算ではど

うだったかということと、それと今年度予算における計画はどうかという御質問でございます。

まず、18年度予算におきましては、まず時間外手当におきまして、原則にかかわらず収集することとされております6月から9月までの間のいわゆる夏場における祝日2日分の時間外、金額は316万2,000円でございますが、これを計上いたしております。

縮減ということになりますと、平成17年度における収集事業の予算と比較をいたしまして、1,249万2,000円の減額と、18年度予算におきましては減額ということになっております。

一方、ごみ減量化の補助金でございますが、まず、ごみ減量容器補助金、種類はございますが、項目としてごみ減量容器補助金といたしまして、総額272万円の予算を計上いたしております。

それと、もう一つの項目でございますごみ集積施設補助金1,800万円、合わせまして2,072万円の予算を18年度で計上いたしております。

これは、時間外を縮減して、一方では補助金を増額するという考え方に立ちまして計算をいたしますと、差し引きで822万8,000円の歳出超過と申しますか、補助金の方が多いという見込みを立てて予算計上をいたしておったところでございます。

これに対する実績でございますが、時間外手当につきましては、当初計画したとおりの収集方法といたしておりますので、若干の変更というのは、皆さん、体制等の変更もかけておりました関係で数値的には若干変動はいたしますけれども、考え方といたしましては先ほど申しました予算に対応しては、その計画どおり実施しておるということで、316万2,000円、これは最低限、計画どおり執行しております。

また、補助実績につきましては、合計で811万9,500円という支出実績を持っております。これを先ほどと同様に差し引きをいたしますと、時間外手当の削減額と比較をいたしまして、437万2,500円の今度は削減超過ということになるかと、そのような結果であったというふうに判断しております。

次に、19年度の予算における計画はどうかということでございますが、まず、時間外手当におきましては、平成19年度において、18年度と同様の取り扱いで予算計上いたしております。具体的には、夏場における祝日3日分を計上いたしております。金額といたしましては469万円という金額を計上しておるところでございます。これは同じく平成17年度と比較をいたしますと1,096万4,000円の時間外の縮減ということになるかと思えます。

一方、補助につきましては、減量容器補助金として614万5,000円を計上いたし

ております。また、集積施設補助金といたしましては850万円、計1,464万5,000円を計上いたしておるところでございます。これは、先ほどと同じ考え方に基きますと、差し引きで368万1,000円の歳出超過という、年度途中でございませけれども、当初ではこのような計算をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 部長、いろいろ言われましたが、もう一度わかりやすく簡単に答えてほしい。平成18年度に、予算時に見込んでいた人件費の縮減分は何万円で、ごみの補助金ですね、いろんな集積場に対する補助金、これは何ぼ、幾ら予定していたのか。その結果、締めてみたら、人件費の縮減は幾らで、ごみに対する補助金は幾らだったのか、この点だけちょっとわかりやすく単純に説明してください。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 大変失礼をいたしました。

18年度の予算におきましては、17年度と比較をしておりますが、人件費におきましては、1,249万2,000円の時間外の縮減を計画いたしておりました。それに対しまして、補助金は合計でございますが、2,072万円を計算しておりました。これは計算を差し引きいたしますと822万8,000円の歳出超過という計算になるかと思えます。また、実績でございますが、時間外につきましては、1,249万2,000円のマイナスということ、それと、補助実績は811万9,500円 合計でございます。これを差し引きいたしますと、437万2,000円の削減超過、いわゆる時間外の削減の方が多かったという結果になっておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） ですから、当初、この行革をやる最大の目的だと言われていたごみのそういう集積施設、あるいはごみ減量容器、これに対する補助金を出すために、この時間外手当を縮減するんだ、そのために祝祭日の収集をやめるんだと、こういうことだったわけですがけれども、今聞きましたら、人件費はばっちり1,249万円、1,250万円近く縮減している。ところが、補助金の方は当初、2,072万円も予定していたけれども、実際には、811万円しか補助金を出していなかった。

結果、人件費の削減の方が大いに上回って、市としては歳入がというか、支出が減ったわけですから、いいかもわかりませんが、これは結局、当初言われていた理由が実際はそんなに補助金の要望というのはなかったと、私もいろいろ聞いてみましたが、

自治会等にも聞いてみましたが、これに、ぜひ補助金を出してくれという話は、ないことはありませんけれども、それほど切実な要望ではなかったというふうに思います。

ですから、要は、いろいろ言っているけれども、人件費の削減に実は主な目的があったんじゃないかというふうにも思わざるを得ないところであります。

この点については、もうこれ以上議論しませんが、こういうふうに市民に多大な迷惑をかけておきながら、少々我慢していただきたいという市長の答弁もありましたけれども、平成17年の議会では。それは我慢も例えば、この連休なんかのああいう状況になったら、市が一番やらなければいけない基本的なサービスじゃないですか、ごみの収集なんていうのは。これをそういうふうに、この点でこれだけ市民に迷惑をかけておきながら、実際には補助金を増やすという、名目上の、私に言わせれば名目上の理由が全然果たされていない。人件費の縮減だけはがっちりやっている。これでは、私はいけないと思います。

こういうのは行革とは私は言わないんじゃないかと、市民から見れば。ということで、ぜひこれは見直してもらいたい、見直してほしいという声はたくさんあります。自治会関係者、あるいは、自治体の、行政の関係者もこれはやめるべきだという人もかなりたくさんおります。

ぜひ、この際に見直していただきたいということを要望して、この質問は終わりたいと思います。

次に、分別リサイクルの減少の問題について、移ります。先ほどの御答弁では、要は市の分別収集が減っているのは民間の業者がこれを行っているからだ、という大まかに言えば御答弁でございました。しかし、私が重視するのは先ほど壇上でも申し上げましたけれども、ごみの総量ですね、排出量は減っていないんですよ。むしろ少しずつですが、増える傾向にある。ここが一番重大な問題ですね。やっぱり、私は4Rと言いました。市長は3Rと言われましたけれども、どちらでもいいんですが、そういうことをやって、ごみそのものを減らしていくというのが一番の、最大の問題ですね。

ところが、この本市においてはこの平成13年から平成17年とってみましても、ごみは少しずつ増えている。分別収集、リサイクルの最大の目的はやっぱりそういうものを減らしていくところにあるわけで、市民の意識を啓発しながらですね。だから、民間業者が確かに古紙とか段ボールその他を回収していますけれども、それを含めても排出される量が減っていない。少しずつ増えている。ここに問題があるわけで、この問題は私は将来的にごみを本当に減らしていくという観点に立てば、本当に今の時点で、傷が大きくなるといううちに重視して、対策をきちんと立てるべきだと思うわけです。事が深刻になってからではもう間に合いません。そういう点でいま一度基本的な考え方についてお伺いしたいと

思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 今、議員御指摘のごみの総量の問題ですが、これも先ほど市長が申し上げましたとおり、確かに、まだ私どももいわゆる容器包装リサイクル法に基づくりサイクルの完全実施等をまだやっておりません。別途、新しい焼却施設の建設に合わせまして、リサイクルプラザ、そういった分も全部、総合的に考えまして、完全実施等もやってリサイクルを進めていきたいと、このように考えております。

それと、現在、補助事業等もやっておりますけれども、私ども、特にごみ減量容器の補助金の中の電動生ごみ処理機の容器につきましては、私ども、当初80基程度かというふうに前年度からの実績で考えておりましたけれども、その倍の160基の補助が出ておるとい状況でございます。これは生ごみとは言いましても、生ごみ処理機で、いわゆる堆肥とかそういった分もありますけれども、いわゆる生ごみの水分を飛ばすことにも効果があるというようなことで、私どもも積極的に市民の方にもこういうものをもっともっとPRをして活用していただきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 今、ごみ問題については、ゼロエミッション、要するにごみを出さないというところまで取り組むべきだという考え方も非常に強くなってきております。

ですから、ごみがどんどん減っていく状況に持っていかなきゃいけない。ゼロにはできないにしても、減っていく状況に転じなければいけない。それは行政だけの責任ではありません。市民も、それから生産者、メーカー、販売店、全部が、国民全体が取り組まなきゃいけない問題ですが、そういう中でごみが減るような状況へ転じさせる、ここが今大事なことでありますので、いろいろ言われますが、ぜひ長期的な観点に立って、本格的な、もうちょっと真剣な分析と対応を考えていただきたいということでこの質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次に、国民健康保険について、生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、国民健康保険の子どもの医療費無料化制度と国民健康保険証についてお答えをいたします。

御承知のように、国民健康保険事業は相互扶助の精神に基づき運営され、その根幹をなすものは、被保険者の皆さんの所得や人数に応じて納められる保険料でございます。したがって、保険料の納付につきましては、負担の公平性及び国保財政安定の観点から、納期限を過ぎても納付をされない被保険者に対して督促や催告を行い、納付をお願いする

とともに、納付相談等のお知らせも送付いたしております。

しかしながら、一定期間を経過しても納付されず、あるいは御連絡もいただけない被保険者に対しましては、直接接する機会を確保し、納付改善への機会を増やすために、相談通知等を送付して相談を促しておりますが、それでも応答がない場合は、法に基づいて短期保険証を発行し、さらに、納付改善がない場合には、やむなく資格証明書を発行しておるところでございます。

御質問の資格証明書の発行実績につきましては、本年5月1日現在、515世帯、721人となっております。そのうち、未就学児を含む、15歳以下の子どもがいる世帯と子どもの人数は68世帯、70人で、これは資格証明書発行世帯の13.2%に当たります。また、そのうち、就学前の子どものいる世帯は23世帯、24人で4.4%となっております。

次に、子どもの医療費無料化制度でございますが、防府市では防府市乳幼児医療費助成要綱により制度化をいたしております。これは乳幼児の保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図るため、市が行う乳幼児に対する医療費の一部を当該乳幼児の保護者に助成する事業でございます。

医療機関を利用する際、保険証と受給者証を医療機関窓口で提示することで、保険適用部分に係る自己負担はございません。しかしながら、資格証明書交付世帯につきましては、一たん医療機関窓口で自己負担分を含めて全額の支払いが必要となり、後日その自己負担分が還付されるようになっております。

いずれにいたしましても、就学前の子どもへの医療給付につきましては、御質問の趣旨を十分理解いたしておりますので、納付の改善を積極的に指導しながら、適切に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 資格証明書の発行世帯、つまり、国保証を取り上げられている世帯が515世帯、721人で、そのうち、小・中学校以下の子どもがいる世帯が13.2%、多いですね。

それから、乳幼児医療費無料化制度が適用される6歳未満の子どもがいる家庭が4.4%、これも決して少ないとは言えない。

先ほど壇上でも申し上げましたように、親にはいろいろの事情があると思います。ですが、子どもには責任ないわけですから、この子どもが実際にはお医者に行けないと、熱が出て、けがをしても、お医者に行けないという状況をつくるのは、絶対に私はいけない

と思うんです。社会の責任として。

かつて、私、この議会でも一般質問で申し上げましたが、随分昔の話になりますけれども、私が小学生のころに、私の3歳になる弟が、当時はまだ国民皆保険ではありませんでしたと思いますが、ジフテリアという感染症にかかって死亡しました。これは御承知のように大変残酷な病気でありまして、だんだんのどに粘膜が広がって呼吸ができなくなる。最後は窒息して死ぬと。ですから、私、直接その場では見ていませんが、母親の話だと、母親ももう亡くなりましたけれども、母親の話だと、もう苦しがつて、もがき苦しんで、母親の耳たぶにかみついてそのまま死んでいったと、こういう話でありました。

私はこのことはもう一生忘れることはできないんですが、そういうふうに子どもというのは、初めは、私の弟も最初は風邪の症状と全く同じで、1週間くらい放置していたんですね。大したことはなかろうと。お医者にも連れて行かなかった。だけど結局そういうことで死んでしまった。

だから、今でも事態は基本的には変わらないと思いますね。熱が出た、あるいは異変が出たということで、親は本当に子どもの場合は心配です。自分の症状もはっきり言葉であらわすことができませんので、そういうときにすぐお医者に駆けつけられるようなことを、やっぱりこれは社会がやってやらないといけないと思うんですね。

少子化、少子化って、少子化対策とか何とか言っていますけれども、こういうことで子どもの命が守られない社会というのは、本当に真剣に少子化に取り組んでいるとは思えないと思いますね。

ですから、ぜひとも、先ほどの部長の御答弁にも、趣旨は理解したので何とか考えたいと、こういうような御答弁でありましたので、ぜひともこれは国の制度の問題もあると思います。市の苦衷も察しますが、ぜひともいい知恵を絞っていただいて、せめてこの乳幼児医療費無料化制度を適用できる子どもの家庭が医者にかかれるように工夫をしていただきたいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次に、郵便投票の改善について、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（松吉 栄君） それでは、郵便投票の改善についての御質問にお答えをいたします。

まず最初に、郵便等投票による不在者投票について御説明を申し上げますと、この制度は身体に重度の障害のある選挙人のために設けられた制度でございます。

一般の不在者投票が不在者投票管理者の管理する場所で行われるものに対し、不在者投票管理者のいない選挙人の自宅など、現在する場所において、選挙人が投票用紙に記載し、これを郵便等によって所属地の市町村の選管委員長あてに送付する制度ござ

います。

この制度により不在者投票が行える方は、公職選挙法施行令第59条の2で定められておりますとおり、身体障害者福祉法に規定する身体障害者又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者のうち、一定の障害がおありの方と、介護保険法の介護保険の被保険者証で要介護5の認定を受けられた方となっております。

また、この申請手続きにつきましては、あらかじめ所属地の選管委員長に対し、身体障害者手帳か戦傷病者手帳、あるいは都道府県知事などが証した書面、または介護保険の被保険者証を添付し、本人自署による郵便等投票証明書交付申請を文書によって行い、郵便等投票証明書の交付を受けなければならないとされております。

この郵便等投票制度においても、その他の不在者投票と同様に、点字投票や代理投票が認められておらず、郵便等投票証明書を必要とするなど、その要件、手続に複雑な規定が置かれているのは、投票の公正を確保するため、やむを得ないものでございますが、本制度では投票することが困難である方の投票機会を拡充するため、平成15年7月の公職選挙法改正により、郵便等投票の対象者の拡大と、郵便等投票における代理記載制度の導入がなされたところでございます。

ただいま議員から御指摘のありましたケースのことでございますが、御承知のとおり、選挙管理委員会とは他部局でもございますので、障害者福祉関係の個人情報調べをすることはできないことになっております。また、コピー代ほかの経費がかかったことや、対象者の範囲が狭いと制度上の不備の申し出につきましては、現行法上の制約がありますことを御理解いただきたいと存じますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、制度拡充の法改正もございましたので、今後さらなる要件緩和等については、国・県に要望してまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 私がこの問題を取り上げるきっかけになったのは、ある御夫婦とも車いす生活で、御主人の方は1級の障害者、奥さんは3級の障害者、ともに家から独力では一歩も出られないような状況で、ホームヘルパーの助けをかりて暮らしておられます。

御主人の方は1級ですから、郵便投票できるわけです。ところが、奥さんは3級で、全く同じ、投票所には行けない、独力では全く行けないんですね。だけど、奥さんの方には投票権がない、事実上。これはおかしいんじゃないかということで訴えられました。

私はそのとおりだと思うんですね。壇上でも申しましたように、投票する権利というのは、国民平等の権利ですから、これはぜひ、3級以下、3級では適用できないというのは

どういう理由なのか、整合性のある理由なのか、納得できる理由なのか。市の選管もそれはおわかりにならないと思いますけれども、国の法律で決められているんで。この、なぜ1級、2級がよくて3級はだめなんだと、同じ動けないのに。その理由を私はぜひ国にも問いただしていただきたいし、改めていただきたいというふうに思います。

それから、御主人の方、1級の方は、先ほど言いましたように郵便投票できますけれども、実際に市にまず郵便投票やりたいという申し出を電話か何かでして、申請書を送っていただいて、申請書に署名、捺印し、身障者手帳のコピーをとって、選管に送ったら、選管があなたは郵便投票できませんという証明書を送ってくるわけですね。その証明書があれば自宅で投票ができる。だけれども、送ったり、コピーとったり、投函したりというのは、これはできないんですよ。その人は御夫婦だけで、周り、人がおりませんから。仕方なくホームヘルパーの方に頼んでやってもらおうと。コンビニに行ってコピーとってもらって、切手を張って、また出していただく。そういうことをやっているわけですね。当然、ヘルパーも対価を要求しますので、何がしかの報酬を払わなきゃいけない。

これ、考えてみれば、障害があるがゆえに、一般の我々健常者の人々と比べて大変な負担、精神的、財政的な負担がかかる。お金はわずかとは言いますけれども、そういう負担をかけていいのかということもありますので、これのかけない方法、いろいろあると思いますが、実費弁償するなり、何らかの形で、障害を持っていようと、国民としての権利をまじめに行使しようという人に普通の人よりもさらに負担かかるようなことは絶対私はやらすべきじゃない。

それでなくても、投票率が低下した、何だかんだって今言われているところですから、障害を持っている人は、もうそれでなくても、いいよ選挙なんかと、行きたくないと思っておられる中で、そういうまじめに行使しようという人にそういう負担をかけちゃいけないと思うんで、ぜひともこれは選管としても、国や県に働きかけて、さらに改善していただくように要望してもらうことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、7番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は19番、安藤議員。

〔19番 安藤 二郎君 登壇〕

19番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。

4回連続でトップ引きの記録を予定しておりましたけれども、木村議員の気力に負けまして、それでもまだ2番ということにつきはあるなというふうに思っています。

それでは、質問をいたしたいと思います。

本格的な地方分権への取り組みが具体的に動き始め、各地域とも新たな地域再生への道を模索して地域自立のための施策が喫緊の課題となってまいりました。一言で地域再生といってもそう簡単なことではありません。これまで多くの方々が地域再生という課題を取り上げておりますけれども、やはり早くから取り組まれているヨーロッパの地域再生は、我々にとっていろいろな示唆を与えてくれます。

それによりますと、地域再生には2つのシナリオがありまして、1つは市場主義に基づくシナリオ。もう一つは反市場主義に基づくシナリオであるとしております。

ヨーロッパ委員会が組織した専門家グループが、1996年ですから約10年前ですけれども、これがまとめた「ヨーロッパサステイナブル都市最終報告書」で、市場メカニズムに依存していたのでは、都市の持続可能な成長は実現できないと市場主義を拒否しております。つまり、ヨーロッパの市場、地域再生というのは市場主義によらない地域再生であり、それは市民の共同の経済である財政による地域再生ということなんです。

財政とは、市民が支配する市民の共同の家計であり、市民の共同負担によって市民の支配する財政によって共同事業が実施されていくというシナリオです。地域の生活機能を重視するまちづくり、市民の共同負担による財政によって事業が実施されていくことを目指しているのであります。ですから、これまでのような工業社会を基本とする都市においては生産機能が生活機能の磁場となり、生産機能を集積した都市が繁栄してまいりました。しかし、このような財政による地域再生というのは、生活機能を重視した地域再生戦略で、生活機能が生産機能の磁場となり、地方都市を再生することができるとしているわけでありまして。

市長の言われる「人が住みたくなるようなまち」にするには、地域社会が生活機能を重視して、人間の生活の場として再生されることでありまして、再生された環境と文化に魅了されて優秀な人材が集まってくる、それが地域社会の生産活動をも活性化する、そんなまちづくりなのであります。こうして地域社会が人間の生産の場としても再生すると、生活に必要な職も創造されるわけでありまして。

また、地域を生活の場として再生していくのは、市民の共同の経済である財政によって成就するわけですから、公共投資による生活基盤社会資本整備こそが、これからの地域再生のかぎを握ることになるんです。さらに財政という市民の共同負担によって賄われるものである限り、生活基盤社会資本整備は市民一人ひとりがスポンサーであることを認識し、投資されたものは確実に市民へ還元されなくてはならないということになります。

夕張市の財政破綻によって、大丈夫だろうかという疑念が多くの市民の方々から寄せられております。夕張市が炭鉱のまちから生まれ変わろうとした事業展開によって、市民に

たくさんの夢を与え、多くの仕事が生まれたのです。しかし残念なことに、ほとんどの仕事が市外に流れていってしまい、夕張市民にはほとんど所得は得られなかったわけであり、このときもし、その仕事がすべて夕張市民に割り当てられるとしたら、資金もすべて市民に支払われていたとしたらどうなったでしょうか。

市民は、当然その分の所得を得ていたわけですから、借金返済もそれで賄われたはずではありませんか。市民一人ひとりがスポンサーという意識を失い、公共投資は市民へ還元すべきものという大前提を見失った結果、財政破綻を招いたと言っても過言ではありません。来年から着手される新体育館も、当然限られた競技者のためのものでもなければ、ましてや特定企業のためのものでもありません。30億円前後の資本は、長い期間かけて市民が負担していかななくてはならないのです。まさに市民一人ひとりがスポンサーであり、市民の共有財産であり、投資されたものは市民へ確実に還元されなくてはならないのです。

残念なことに、既に設計業務は市外に流出してしまいました。市民一人ひとりがスポンサーに考えが及んでおれば、まさか本体工事がまた市外へ流出するなどという愚はないと信じるほかありません。

再び申し上げます。地域が自立し、まちが再生するためのシナリオは、公共投資による生活基盤社会資本整備を充実すること。そして市民一人ひとりがスポンサーの意識を徹底し、市民へ確実な還元を図ることということが大事なことなのです。

そこで質問をいたします。

第1点、社会資本の整備についてということで、1点目。過去5年間における公共工事の推移は何を語っているのか。工事件数、予定価格を提示され、御説明ください。また今後の見通しはどうなっていくのか、御説明をお願いいたします。

第2点、社会資本整備のための基本的考え方について。「人が住みたくくなるようなまち」のためには、地域社会が人間の生活の場として再生していくための社会資本整備を充実することだと申しましたけれども、この点について基本的な考え方をお尋ねいたします。また具体的な施策があれば御説明ください。

第2点、公共工事の入札について。

今、防府市における公共工事の入札状況が異常な状況にあります。昨年、平成18年度公共工事の発注工事高約44億円です。驚くなかれ、その実に70%に当たる31億円が、約70%という低入札で落札しているのであります。これを異常と言わずに何と言いますか。

通常の商取引で30%カットといたしますと、完全なる無責任製品です。しかしそれが、30%カットの製品が全体の70%もあるんですよ。とはいいいながら、公共事業において

は仕様書どおりのものをつくるわけですから、30%カットといえども、製品としては欠陥製品ではありません。しかしその結果、企業はどのような損害をこうむっているかと申しますと、企業にとって最も大切なもの、技術、人材、そして関連会社の創出等、会社存続のためのツールを完全に放棄しなくてはなりません。ここ二、三年の間、倒産に遭い、退場していった地元企業、また市長もよく御存じの優秀な人材を失っているじゃありませんか。防府市にとって大切な資源を失っております。その上、税金を払ってもらえない、とんでもない損失をこうむることになります。30%カットで得たものと失ったもの、どちらが得策とお考えなのでしょうか。

防府市では、いち早く行政サイドの努力によって一般競争入札という制度が定着し、談合というシステムが姿を消しました。このことは大変評価していいことだと思います。しかし公共投資がこのような競争原理にさらされていいのでしょうか。本来、生き延びていかななくてはならない会社が撤退を余儀なくされる。あるいは実態のない、あるいは反社会的勢力によって支配された会社が生き延びてしまう、こんなことが起こらないとも限りません。地域再生にとって必要不可欠な社会資本整備や、お互いが信頼できるものでなくてはなりません。談合システムの消滅によって起こっている現実、これを発注者である行政サイドも、ただ傍観してはならないと思います。

地方の建設業はいわゆる市場原理に対応できるほど成熟してはいないのです。今こそ行政指導による何らかの仕組みを構築され、地域再生という新たな課題解決のために、地元建設業との信頼関係を取り戻し、健全なる発展を促し、いま一步踏み出すときではないでしょうか。

私も実はびっくりしておるんですけども、けさの毎日新聞、大見出しで宮崎の建設業脱談合で倒産急増。今年度県土木発注の14件の土木工事、平均落札率70.9%とあります。このため今年度に入ってから倒産、廃業が計17件で、昨年1年間の件数16件を早くも上回り、過去5年間で最悪のペースと記事にあります。これは何を意味しているか。1つは、公共投資が地方都市にとっては基幹産業になっているという事実があり、もう1つは、30%カットという落札がいかに地方を疲弊させているかを物語っているわけがあります。

そこで質問いたします。

第1点、入札時における予定価格ですけれども、現在、公共工事においてあらかじめ予定価格を公表しております。予定価格を公表している目的並びにその算定はどのような資料をもとに積み上げられて算定されているのかについて、御説明をお願いいたします。

第2点、低入札防止のために、いわゆる異常ダンピング防止のために、調査基準価格と

いうものが設定されておりますが、この価格はどのようなものであり、その設定時期、あるいは設定期間、その内容について御説明ください。また調査基準価格の中には、一般管理費が算入されておられません。一般管理費とは一体どんなものを考えておられるのか、その考え方と、そして調査基準価格の中に一般管理費が算入されていないことについて、御説明をお願いいたします。

これをもって壇上からの質問といたします。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、公共投資についての御質問のうち、社会資本の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、過去5年間の公共工事の推移並びに今後の見通しについてでございますが、入札に付した公共工事について申し上げますと、平成14年度では件数は218件、落札金額は約54億700万円、平成18年度では175件、約34億7,400万円となっております。

しかしながら、議員も御承知のとおり、公共事業を行っていくには、工事費以外に用地費や補償費、実施設計の費用なども必要となりますことから、事業実施に当たっては工事費だけではなく、これらの経費を含めた全体所要額、いわゆる普通建設事業費の確保に努めているところでございます。

近年、国や県が公共事業費を大幅に抑制し、補助事業等を減少させている中で、本市においてはいち早く取り組みを始めた行政改革の効果もあり、積極的に単独事業を展開できる体制となっており、年ごとの変動はございますが、普通建設事業費はほぼ維持している状況となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、今後の見通しにつきましては、御案内のとおり新体育館や廃棄物処理施設といった大型事業を控えておりますので、今後の公債費の推移や市債残高等も勘案しながら、引き続き「選択と集中」による財源の重点的な配分や諸経費の削減にも留意し、市民サービスの低下を招くことのないよう計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、社会資本整備のための基本的な考え方についてでございますが、議員御指摘のとおり、生活機能を高めるための社会資本の整備は大変重要と考えておりますが、一方で、生産機能を高めるための整備も、その時々为社会情勢等により必要になってくるものと考えております。

今後ますます地域間競争が激しくなる中で、「人が住みたくなるようなまち」は、まさ

に私が目指しているところをごさいますて、その実現のためにも、ふるさとの貴重な財産である豊かな自然、古くからの歴史や文化など、本市の特色を生かした安全・安心で住みたくなるまちづくりを進めていかなければならないと思っているところをごさいます。

残余の御質問につきましては、財務部長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 最初に、過去5年間の公共投資額の推移ですけれども、たまたま14年からの額を申されましたけれども、実は13年が80億円の投資がある。それからいきますと、18年度は約半減しております。そのことについてどう思われますか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、13年度の数字を申されましたけれど、確かに半減いたしておりますが、先ほど市長の答弁にもありましたように、これは公共工事の落札金額だけではなく、全体的に、例えば工事費以外に用地費やら補償費、実施設計の費用なども必要になってくることでありまして、工事費だけではなく、これらも含めた全体経費、普通建設業費で見ますと、これは13年度と18年度についてはそんなに差がございません。ですから議員さんにおかれましては、建設のことについておっしゃいますけれど、全体的なことではひとつ考えていただいたらと思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 細かい数字のことになりますと、恐らく御説明ができないでしょうから、そういう大まかな話しかされないのでしょうけれども、もっときちっとした説明をしていただきたいと思いますが、ここではもう期待はいたしません。

市長さんが言われた中で、今後の見通しとして「選択と集中」という言葉を使われました。しからは今後の予算使用に当たって、何を選択し、何に集中されるのか、その点についてよろしくをお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私の答弁の中で「選択と集中」という言葉を使いましたが、これは私は私の立場、財務部は財務部の立場もあろうかと思いますが、言葉が足りないところは財務部長より補足答弁いたさせたいと思っておりますけれども、私が考えておりますのは、行政改革をしっかりと取り組んできたおかげで、ようやく防府市の財政状況は健全な体質になってきたと、ようやく健康体になってきたと。今からいろいろなことで今日まで手がつけられなかった部分に積極的に手をつけていくことができる。そういう状態の中で、俗な言葉でございすが、「あれもこれもではなくて、あれかこれか」というのが、いわゆる

「選択と集中」になると。

私が考えておりますのは、昨年の選挙の折にも公約として掲げておりますが、スポーツセンターの体育館、これは必ずやり遂げていかななくてはならない。あるいはまた巨額な経費の投入が必要とされる焼却場等々の整備についても、これも実施に移していかななくてはならない。もはや待ったなしの問題がそこにあるような気がいたしているわけでありまして、さらに踏み込んで将来的には本市の市役所の庁舎もあるかもわかりませんし、公会堂の問題もあるかもわかりませんし、いろいろな選択がまた求められてくるところであろうかと思いますが、現時点では今申し上げたような「選択と集中」を図っていかななくてはならないと、このように感じているところでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 非常に体育館の整備とか、それから焼却場の整備というふうな話が出ましたけれども、それは基本的な考え方ではありません。何に選択するかという話を今しているわけで、公共投資によって社会資本整備をなささいという話をしているわけであって、そういう具体的な話ではなくて、先ほども申し上げましたように生産機能を重視したものに投資を重点施行するのか。そうじゃなくて生活機能を重視した政策に重点施行するのか、その辺の基本的な概念を今、求めているわけでありまして、そういう具体的な話じゃありませんが、それはちょっと期待することは無理かもしれませんので、これ以上はちょっとやりません。

特にここで希望したいことは、いわゆる地域に足のついた、軸足を持った、そういった社会資本投資が地域再生のためのかぎを握るんだということをよく認識いただいて、公共投資を積極的に今からやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、いわゆる本市 先ほど、次の問題で社会資本整備のための基本的な考え方についてということで、市長さんは安心安全なまちづくりというふうなことを言われましてけれども、では今度は具体的に安心安全なまちづくりのためにどんな施策を検討しておられるか、御説明いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私が具体的に申し上げますと、そういうことを聞いておるのではないと、こういうふうな御意見を述べられますので、具体的に申し上げた方がいいのか、それとも概念として申し上げたらいいのか、まずその点をお聞きした上で答弁いたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そういうつまらない質問に私は答える意思はございません。

まず、いわゆる概念があった上で具体的なものを述べてくださいという話であって、そんなつまらない問答のために時間が過ぎるのはもったいないのでやめておきます。

それで、いわゆる我々が生活に軸足を置いた社会資本整備をなささいという具体的な例について1つだけ申し上げますと、今、市長さんもよく若い女性と接しておられると思いますけれども、今、若いお母さんたちが異口同音に何を言うかということ、終日子どもたちを遊ばせる公園がありませんねと言います。いわゆるきらら浜公園だとか小野田の江汐公園だとか、そういったものがありませんねという、そういうものをぜひ計画してみてくださいという話が出てきます。

例えば、今、生徒数を全部合計しますと、小学校が6,550人、それから園児が1,770人、足しますと8,300人です。それに親を2人足すわけにいかんから、親1人として合計が1万7,000人ですよ。1万7,000人が一堂に会して終日遊べるような公園をつくったらいかがですか。それは何か。生活に軸足を置いた公共投資ですよという話をしてくださいということをしているわけです。

そして、一生懸命、一方で第3日曜日は家庭の日だと言っております。もし家庭の日ということ強調するのであれば、その公園に全員集合をかけたらいいいじゃないですか。そういうことが骨太の方針であり、理念の問題にかかってくる。そのほかにどんなものがあるかと申しますと、電線の地中化の問題もあるでしょう。道路側溝の問題もあるでしょう。そしてまた耕作放棄地の対策の問題もあるでしょう。またいわゆる華浦地区、八王子地区といった古いまち筋をどうやって住みやすいまちにするのか、そういった非常に本当に生活に軸足を置いた社会資本整備がたくさんあるわけですよ。そういう将来を見越した社会資本整備計画を立てると、かなりの公共投資をしないとやっていけないはずなんです。

そういうことを前提にこれからの公共投資額を決めていただきたいというふうに希望いたしまして、この項は終わりますが、もう1点、いわゆるこういった社会資本整備をしていく上の大前提として、地元業界が健全に発展しなくてはならないと思うんですけれども、この辺の地元業界を健全に発展させていくための具体的な方策は何かありませんでしょうか。

なかなか答えるのが難しいようですので、私の方からお願いですけれども これはお願いしておきますけれども、山口市に行ってみられたらわかりますけれども、山口市には防府市の建設業界は入れませんよ。きちっと山口市で防御してますね。そういうことを御存じですか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） その辺のことはまだよく存じておりません。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 先ほどもちょっと市長が非常に私的な、私にとっては私的な話をされましたので、忠告を申し上げておきますけれども、私は私の考え方、財務部長は財務部長の考え方があるというふうな話をされましたが、とんでもない話でございまして、市長の考え方と財務部長の考え方が違っちゃ困るんであります。その辺をきちんとしてほしい。

そして、山口市は防府市をカットしてますよという話は、市長は当然御存じのはずでございまして。これはきちんとしてある。ですから、そういうことを部長が知らないということは、こういうことがあってはなりません。そういうことで、防府市でもぜひ地元建設業界がきちんとして発展するための防護策、そういうものを要望したいというふうにして、この項を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 安藤さん、何もかも御存じの中でお話しになっているんだろうと思うんですが、防府市とて他市からどンドン何でもかんでも全部お入りくださいという形を決してとっているものではございません。防府市の市内業者を最大限に優先し、そしてその中で適切な競争がそこに起こっていると、私はそのように感じております。他市の業者を排斥しているわけでもございませんし、さりとて市内の業者がそれによって不平をかこっているというようなことを私は聞いた覚えはございません。

議長（行重 延昭君） 次は、公共工事の入札について。財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 公共工事の入札についての御質問にお答えいたします。

初めに、入札事務における予定価格の算定についてでございますが、予定価格につきましては入札契約制度の透明性、公平性、競争性の一層の向上を図ることを目的に、本市では平成14年4月1日から設計金額が3,000万円以上の工事について、また平成17年4月1日からは1,000万円以上の工事について事前公表を行っております。

また、予定価格の算定につきましては、国が作成し、山口県が県内の実勢価格等を調査、編集しました設計標準歩掛や労務単価、資材単価あるいは建設物価調査会が発行いたしました建設物価や経済調査会が発行しました積算資料等により積算いたしております。

次に、低入札防止のための調査基準価格についてでございますが、調査基準価格とは予算決算及び会計令第85条に基づきます、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準でございます。

本市の低入札価格調査制度につきましては、平成6年度から実施しておりますけれども、制度の充実を図るため平成13年度に山口県の制度を参考に見直しを行っております。

当時の調査基準は、「直接工事費に共通仮設費積上げ分を加えた額」と「予定価格の3分の2」のいずれか低い額を下回った入札が行われた場合は、調査を行うというものでございましたけれど、平成14年度からは新たに数値的に判断する基準を設けまして、落札者とするか否かを決定いたしております。

さらに、平成17年2月に県の制度改正に準じまして、昭和61年6月26日に採択されました中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルと同様のものに改正いたしまして、調査基準価格を引き上げたところでございます。

その基準価格につきましては、「予定価格の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の1を乗じまして得た額の合計ですけれど、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5と。予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額」とするものといたしております。

本市といたしましては、市と県で取り扱いが違ふことによる混乱を避けるために、県の改正に準じた次第でございます。

なお、先ほどの質問の一般管理費は具体的な項目で申しますと、役員の報酬、本店・支店の従業員の給料手当、退職金、労災保険料・雇用保険料等の法定事業主負担額、福利厚生費や租税公課などの会社を維持していくための経費でございますが、調査基準価格がさきに申し上げましたように、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の基準として数値化したものでございまして、県と同様の取り扱いを行っているところでございます。

今後とも公共工事の入札につきましては、公平性、透明性、競争性のある入札の執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 最初に予定価格についてですけれども、1つだけ確認をさせていただきます。

ただいま部長さんが説明された説明によりますと、予定価格というのは極めて信頼性の高い価格であるということを確認しましたが、そう考えてよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 予定価格につきましては、信頼性の高いものであると確信いたしております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） では、次にまいります。

次に調査基準価格についてですけれども、壇上で申し上げましたけれども、最初に単純に30%カットの製品は信頼できるかどうか、それが今、予定価格は非常に信頼性の高い価格であるということを設定されましたが、30%カットを許す、この2つの矛盾はどういうふうに晴らされておるか、その辺の説明をしてください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 予定価格、限りなく100%に近いものが理想なんですございますが、公共工事の発注の源というのは税金でございます。良質なものをできるだけ安く発注していくことが行政として大きな責務でございます。競争の原理を取り入れていかにざるを得ないというのが現実かと思えます。それでそういった競争の原理が働いて、今70%そこらにおさまっていつておるのではないかと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） ただいまも申しましたけれども、今、お上が、社会保険庁を含めて、非常に信頼性が失墜しておりますので、今の予定価格が信頼できると言っても余り信頼できないから、業者の出した70%を信頼するよというふうなことになっておるといのは、非常に情けない話ではないかというふうに思うんです。もっと行政サイド、官側としては自信を持って予定価格に限りなく近いところが、いわゆる信頼できる製品ででき上がるよという、そんな自信を持たれたらいかがでしょうか。その考え方をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

次に、調査基準価格についてはただいま説明がありましたけれども、これは何の拘束力もないはずですが、これにこだわり続けている理由は何か、御説明ください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これにつきましては、建設省や自治省の、一緒の通達で、従来最低制限価格制度というのを設けていたんですが、それよりも低入札価格調査制度の方がすぐれた制度であるという通達が平成10年に出されました。その後も平成11年、12年さらに平成14年には、もう、今度は国土交通省あるいは総務省ということになるんですが、その後もこれは国が推奨する制度であるよということの通達もありまして、この制度を引き続き、すばらしい制度ということでやらせていただいているわけでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番(安藤 二郎君) 先ほども説明がありましたけれども、このいわゆる調査基準価格の中には一般管理費というのは含まれておりません。一般管理費というのは先ほど申し上げましたように、部長さんも説明されましたけれども、会社存続のための費用収益でございます。これは含まれておりません。ということは、何をこの基準にしているかといいますと、この調査基準価格というのは会社の存在を拒否している、会社は必要ない、これだけの下請の費用をしておけば製品はでき上がる。会社はコントロールしなくてもいい、会社の技術はなくてもいい。そういう会社の社員の給料を払わなくてもいい、そういう算定でございますが、そういうことを許していることに対してどう思われますか。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 積算の中に一般管理費が含まれていないということなんですけれど、これはあくまでも調査基準価格については先ほど申しましたように、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準として数値化したものでありまして、この調査基準価格の性格がこういったものであるということと、実際の入札におきましては、入札価格が工事請負費の総額に表示したものでございますので、その価格の中には一般管理費は当然含まれておると思っています。

現に業者さんから出されました積算見積書の中には、一般管理費は含まれております。こういった状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長(行重 延昭君) 19番、安藤議員。

19番(安藤 二郎君) 実は、非常に大きな矛盾を秘めております、この中に。どうということかといいますと、予定価格を公表したのは何年前でしょう。約3年から4年ぐらい前です、予定価格を公表し始めたのはそのぐらい前です。それから、今、定めております調査基準価格、この算定基準を定めたのはいつと思えますか。昭和61年ですよ。昭和61年といいますとバブル真っ盛り。非常に、幾らやってももうかってしょうがない時期。そのときにダンピング防止のためにこういうものを設けたんです。

この基準を設けたために、最近になって予定価格を公表してしまったために、この調査基準価格を逆算して、業者はその価格を確実に出してきます。予定価格が出ておりますので、調査基準価格というのが幾らになるかというのは出てきます。そうすると、それに向かって入札に入ります。それが公共工事がたくさんあるときはそんなむちゃはしませんけれども、年に1つか2つしかとれない工事ですから、どうしてもとりにいきます。そうになると、その調査基準価格、いわゆる70%に向けて当然飛び込んでいきます、当たり前のことです。これを価格誘導と言わないで何と言いますか。発注者側がそうした価格誘導していいんでしょうか。その点についてどう思われますか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御無礼な言い方ですけども、安藤さんはその道の専門家でございます。行政の立場とのやりとりを私、聞いておりまして、一般市民の感性で聞いておりますと非常に大きな矛盾があるんですよ。

私どもは、以前は3,000万円以上の予定価格を公表しておりましたが、今はたしか1,000万円以上の公共工事は予定価格は幾らでございますということを、もう大っぴらに公表して、そしてこれに応札をされる方はどうぞということで、一定の資格はありますけどもね。それにA社から数社、1から10ぐらいまでの会社が応札されるわけですね。これはもうそこに当然競争が動いているわけで、それを私どもはその70%でとってくださいますよとか、とりなさいよとか別に何の指示ももちろんしているわけじゃないわけですよ。

この大前提を抜きにして一般管理費が含まれているとか、含まれていないとかいろんな事柄、微細なことなのかどうなのか、私は専門家でないからわかりませんのですけれども、大前提をまずどっかに置いてしまっただけの議論では、私は議論にならないんじゃないかなど。防府市は公平で透明な公共入札をしているわけで、それに、よし、この金額でやろうと言われる業者の方々にすばらしい仕事をしていただいていると、このように私は考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 私に対して失礼ながらと申されましたけども、私も失礼ながらと申しますが、私は専門家でないので、詳しいことはわからないというようなことを言ってほしくないです。市長たる者はそこまで理解した上で話をしていただきたい。今、私がおざわざ、なんで価格誘導であるかという、中身がわからないで言っているわけですか。こんな理解もしていない人のために私は議論したくありません。

実はここに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがあり、平成18年5月、閣議決定されたものでございます。この中に何が書いてあるかといいますと、国においては入札の前には予定価格は公表しないことと書いてある、この中に書いてある。それからさらに、「なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるが、事前公表の実施にはいろいろな弊害が生じることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとする」というふうにきちっと書いてあります。これは御存じですか、ちょっと聞きます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今の通達については、存じております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それにしては返答がちょっとはっきりしませんが、低入札価格調査のための価格、これの公表について次にどう書いてあるか。「基本的には予定価格の取扱いに準ずる」、準ずるということは公表しようがしまいがよろしいよと書いてある。そして、最低そういった価格を類推させる予定価格の事前公表、すなわち調査基準価格の基準を設けると、基準を公表してさらに予定価格を公表すると最低入札価格が類推できると。この類推できる、公表価格を類推される予定価格の事前公表については、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事業を生じさせることは特に懸念されることから、これらの弊害が生じることがないように取り扱うものとするとなわざわざ書いてあるんですよ、これに。部長、これ確認してますか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これについては、私どもは最初の答弁で申しましたように、県に準じて今やっております。県は先ほどちょっと御質問ありましたように、あくまでも公共団体の自由裁量ということでやっておりますして、県はこの制度を取り入れている、私どもは準じてやっておりますので、県どおりやっております。

それと、県内13市もそれぞれ公表するというような格好で皆やっておりますし、このような状況が進んでおりますので、防府市は今これと全く同じ取り扱いでやらせていただいております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうすると、確認いたしますけれども、30%カットの入札状況は続けても、行政サイド、いわゆる執行部側としてはそれを甘んじて受けていくと。それが市民の求めていることということでよろしいですか。再確認します。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 30%カットというのは非常に厳しい状況ですけど、適正な競争はしていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 同じようなことを言っても仕方がないんで、参考までにちょっと申し上げておきますけれども、実は伊勢神宮の遷宮というのを御存じだと思うんですけども、これは20年に一度、全お宮を建て直す仕事をやるんです、これを遷宮という。次の遷宮は平成25年にあります。このために、実は先月5月にお木曳、木を曳く行事が

一日神領民となって、そういう行事に参加するということで、防府からもかなりの方が行かれたと思うんですけれども、これが総ヒノキの神宮、お宮です。これを20年に一度建て直している、これは何か。

実は、この20年に一度建て直すという話は、法隆寺ができる前から考えてたんですよ。法隆寺というのは何年たっていると思いますか。あれだけ長い期間かけてまだ健全として建っている。ですから何も20年に一度新しい神宮を建てる必要はないんですよ。これは何か。基本は技術の伝承ということなんです。こういう建物を建てるために技術を伝承するということなんです。

私は何を言いたいかと申しますと、今ここで設けております調査基準価格というのは一般管理費が入っていない、会社の収益が入っていない。そうしますと、会社が失われるものは物すごく大きいものなんです。その中には技術もある、人材もある、そういった会社の資産がたくさん入っているわけですよ。そういうものを官の意向に従った価格で入札させられるというのはけしからん話だと。それは、純粋な業者のいわゆる企業努力によってそこまでもっていったというんなら、市民も許すでしょう。しかし、今やられていることは、ここまでもってこいよというのは官が指示しているわけですよ。そういうものを許してはならないと思います。

ですから、これからはそういうことではなくて、やはりきちんとした本当の自由な競争、一般競争というものを健全な形でやってほしいというものを強く要望しておきたいと思います。

それから、もう一つ。今、一生懸命になって部長さんが答えられているのはよくわかるんですけれども、実はおもしろいのをもう1点、ちょっと御紹介をさせていただきます。何かといいますと、職員の意識改革は絶対必要なんです。県の意向に従って、県の指示どおりやりますという話もいいんですけども、そうじゃなくてぜひ意識改革をしていただきたい。

その1つの例をちょっと挙げます。有給休暇 皆さんの有給休暇です。有給休暇の完全取得はコロンブスの卵というのがあるんです。これはどういうことか。これは実は国土交通省が2001年に発表した話なんです。どういうことかということ、有給休暇の取得率をちょっと見てみますと、日本はこれ大体50%を前後している。イギリス、ヨーロッパではほとんど100%前後取得しておるといふような状況ですけれども、ではこの有給休暇を仮に100%とったとしたらどうなるか。これは仕事ができなくなるというマイナス効果がある。そしてどういうプラス効果があるかということは、休むことによって余暇需要が生じて、それによるプラス効果があると言われております。差し引き、国土交通省が

計算しますと、約12兆円増加するということになっております。そういった意識改革も必要なわけです。ぜひ、皆さん有給休暇を100%とってください。そのくらいの意識を持って仕事に臨んでいただきたい。

最後をお願いですけれども、第1点は生活機能を重視した公共投資、社会資本整備、これをぜひ積極的にされて、今、体育館とか焼却場の話がありますけれども、その将来計画について既に説明は受けておりますけれども、これは非常に順調に進んでおる財政ですので、市長、言われたように、今から地域再生のための投資をしていかなければならない。その投資をするに当たっては、市民の生活基盤を重視した投資をしていただきたい。そのためには相当な投資が必要で、今40億円じゃなくて約60億円ぐらいの投資が必要じゃないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺は公共投資増を考えていただきたい、それが第1点。

第2点は、市民一人ひとりがスポンサーであるということを確認してもらいたい。したがって、やられた仕事については確実に市民に還元するんだよということでもあります。

その2つのことは、これからの市民再生へのかぎとなると思います。今、防府市は非常に死んでおります。何で死んでいるか、夢がないからです。夢がないというのは何か。市民の夢は何か。私たちが投資した税金があんなところに、すばらしいところに使われているなということを市民一人ひとりが確認することが夢なんです。ところが、そんなもの、今、市内に何にもないじゃないですか。

ロック開発が今、一生懸命やっています。しかし、だれもあれを市民のためにいいねと言う人はいませんよ、別に。喜んでいる人はいませんよ。ああ、あそこに夢があるからやりましょうよという話はありませんよ。そうじゃないんです。公共投資、皆さん一人ひとりが払ったものがこういうふうに使われて、夢があるような工事、これが公共投資なんです。それが無いから今、市民は元気がない。

そういった意味で、地元建設業界の健全なる発展と市民に夢を持たせる、この2点について、ぜひ今後力を入れていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、19番、安藤議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、10番、伊藤議員。

〔 10 番 伊藤 央君 登壇 〕

10 番（伊藤 央君） 会派息吹の伊藤央でございます。午後 1 番目の質問者となります。先は長うございますが、元気にまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先日、元巨人軍の桑田真澄投手がアメリカメジャーリーグの試合に登板されました。彼は私より 2 歳年上のことし 40 歳、マイナー契約でアメリカに渡った後、渡米後には故障するなど、不運にも見舞われましたが、希望を捨てず、また、努力を続けられ、夢見たメジャーのマウンドで投球する姿には多くの人が感動と勇気を与えられたに違いありません。

彼に限らず、オリンピックやワールドカップなど、国際大会での一流選手のプレーに人々は感動を覚え、また、最近ではアマチュアである大学野球の投手、また、高校生ゴルファーのプレー、そしてすがすがしい立ち居振る舞いも、人々をさわやかな気持ちにさせておるところでございます。

彼らの多くは幼いころからスポーツに親しみ、ここまでの選手に成長するまでに、本人の御努力はもちろんのこと、御両親、指導者、また地域の方々など、多くの人々の支えがあったことだと存じます。

現在、本市でも多くの少年少女がスポーツに親しんでいます。青少年のスポーツ振興において、小学生であれば、その中心的な役割を担っているのがスポーツ少年団です。本市のスポーツ少年団登録団体の数は、平成 18 年度で 74 団体、団員数は 1,690 名、種目も野球、サッカー、バレー、ミニバスケット、卓球などの球技、そして、剣道、柔道などの武道、また、陸上競技など、多岐にわたっています。

日本スポーツ少年団は 1962 年、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、スポーツを通して青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中にと願い、創設をされました。そして、我が国最大の青少年組織へと成長した今日でも、その理念は変わらず貫かれています。

私ごとで大変恐縮ではございますが、我が息子も今年度よりスポーツ少年団に入団をさせていただきました。まだ 2 カ月足らずでございますが、楽しく練習に参加し、また、少しずつですが、体力・技術の向上もうかがえます。練習を見学しておりますと、コーチの方々の指導に対し、団員は「はい」と大きな声で返事をし、グラウンドを出るときには一礼するなど、礼儀作法に関しても御指導いただいております、まさにスポーツ少年団は心と体を鍛える団体であると、大変ありがたく感謝をしておるところでございます。

私と同世代の方は、友人たちはやはり小学生のお子さんをお持ちという親御さんが多く

て、そうした方々と話をしていると、スポーツ少年団の活動についても話題に上ることがよくあります。

多くの方々が我が子のスポーツ少年団での活動について肯定的にお話しになる一方で、スポーツ少年団活動に関する悩みを抱えておられる方も少なくないことに気づかせていただきました。

まず、よく聞くお話では、活動日の多さについて、聞き及んでおります。市内のスポーツ少年団の練習日を調べてみますと、少ないところで週に2日程度というところもありますが、多いところでは週に5日、それに日曜日などに試合が入るということも加え、実際に活動している日数になると、週に5日、または6日という団も少なくないようであります。

また、練習時間も、午後7時ぐらいまで実施しているところが平均的であり、屋内競技などにおいては、午後8時、9時まで練習を実施している団もあるようです。市内のスポーツ少年団には、私の調べたところでは複合的にスポーツに親しむという団はなく、すべての団が1種目に限定した活動をしておられます。日本スポーツ少年団では、活動は週二、三日が望ましいということをおっしゃいますし、日本スポーツ少年団発行のガイドブックでは、1つのタイプのスポーツや運動だけを1年じゅう継続して行うことは、体力や健康の面からだけでなく、競技のための技能や技術養成の面からも決してよい効果があるとは言えませんということが明記されております。

活動日の多さはほかのスポーツに親しむ機会を奪うことにもなりかねません。子どもたちの未知の能力、可能性を育てる弊害にもなります。また、練習終了時間が遅くなるということは、家族そろっての食事などを困難にする、また、成長期の子どもにとって必要な十分な睡眠時間を奪うということにもつながりかねません。このような活動の現状について、当局では把握をされておられるでしょうか。

また、スポーツ少年団に入りたくても入れないという子どもがいるというお声もお聞きいたしました。その理由は経済的な面に限らず、保護者に義務的に課される役割にもあるようにお聞きしております。

日本スポーツ少年団はスポーツ少年団を支える育成母集団を組織することを勧めています。育成母集団とは本来、スポーツ少年団を地域で支えていこうという目的を持っておりようではありますが、実際には保護者の会、父母の会ということになっていることが現実のようであります。

安全面の配慮などの役割も、この父母の会などが担うわけですが、それには当番制がしかれておりまして、そういうところが市内でもほとんどであります。前述の日本スポーツ

少年団発行のガイドブックには、保護者の中には仕事や経済的な面での自由がきかない方もいます。そのような方への配慮を欠かさない方法でお互いに協力し合っていきましょうということも書かれてはおりますが、現実には自分だけが安全当番をしないというわけにはいかず、父子家庭や母子家庭などのひとり親家庭、また共働き家庭などでは、この当番を務めることができないということが原因で、子どもがスポーツ少年団に入団できないという方がおられるそうです。

スポーツ少年団の目的はより多くの子どもにスポーツに親しむ機会を与え、その楽しみ、喜びを知ってもらうことであるはずが、実際には、条件的に恵まれた限られた子どもしか入団できない状況だということです。こういった現状を当局ではどのように把握しておられるかお聞かせください。

もう1点、スポーツ振興に関してお聞きをいたします。

現在、スポーツセンターの中にある市民体育館は昭和48年に建設が着手されたものであり、老朽化が進んでおり、また時代の流れの中で、変化したスポーツ愛好者のニーズにこたえるものではなくなっているのが現状であります。

それでも、健康志向が高まる中、市民体育館の利用者は増加傾向にあり、スポーツ振興、健康増進等の意味でも新体育館の建設はスポーツを愛する市民の願いでもありましょう。

本市では新体育館建設室が設けられ、新体育館の建設に向け、着々と準備が進められているところでありますが、新体育館の建設には多額の費用を要し、また、建設後の維持運営費もかかります。

PFI方式の導入も検討されましたが、可能性調査の結果では、従来の公設民営方式の方が望ましいという報告もありました。運営経費捻出のために施設命名権、いわゆるネーミング・ライツといわれる制度の導入も検討するという事も聞き及んではおりましたが、先月末、いきなり新体育館に名称を付与するスポンサー企業を募集するという旨の発表があり、大変驚いた次第であります。

民間から運営資金を調達する、民間の力をスポーツの普及促進に取り入れるということは悪いことではありません。しかしながら、ネーミング・ライツという制度は90年代になってから盛んになった制度でありまして、さらに国内では取り入れられてからの歴史も大変浅く、制度自体にさまざまな課題も指摘されておるところであります。

先般、我が国の介護制度を揺るがす大きな問題が発覚いたしました。ある介護福祉事業を行う会社が虚偽の申請により不正に事業所指定を受け、また、介護報酬の不正受給などの疑惑が発覚したという問題であります。

さらに、この会社が事業を同じグループ内の別の子会社に譲渡しようとしたことで、世

間のひんしゅくを買いましたが、この会社の親会社、この親会社はネーミング・ライツ契約によって、プロ野球チームの本拠地である球場の名前を命名しております。問題発覚後も、契約に変更はないということではありますが、この球場を本拠地とする球団の社長は、やはりこの影響に対して懸念を示されました。新体育館の命名権を得た企業が、今回の事件のように著しく施設のイメージを損なうような問題、事件などを起こした場合、どのように対応するおつもりなのか、お聞かせください。

これとは逆に、施設側がスポンサー企業のイメージを損なうような事故を起こすということも考えられます。例えば、新体育館の命名権を食品会社や外食産業等の企業が得たとします。新体育館で行われるスポーツ大会などで、弁当等が原因で大規模な食中毒が起こってしまったとする。すると、施設名になっている食品会社や外食産業の会社の名前と食中毒という単語が同時に報道されることとなります。これは全く責任のないスポンサー企業のイメージを傷つけてしまうことにもなりますが、このような場合はどのような対応を考えておられますでしょうか。

また、募集要項を読んでみますと、契約希望期間は3年となっております。更新についての優先交渉権というのがあるようではありますが、スポンサー側が希望しなければ最短で3年でまた施設の名称が変わるということにもなります。そのたびに印刷物、またサイン等の刷り直しというものが必要になるでしょうし、それは民間の印刷物等にも影響を及ぼすことになるでしょう。ころころと名称が変わることは、市民にとっても、また市外、県外からの利用者にとっても不便なことだと考えますが、この点についての御見解をお聞かせください。

また、果たして応募していただける企業がいるのかという危惧もあります。熊本市ではことし2月にネーミング・ライツの導入を決め、熊本市民会館の命名権を購入する企業を3月から募ったところ、1カ月の募集期間中、ついに応募はありませんでした。ほかにも自治体のネーミング・ライツ導入による募集では、どこも苦戦している現状であります。防府市の新体育館のネーミング・ライツに応募するスポンサー企業があらわれなかった場合、どのようにするおつもりなのかお尋ねをいたします。

次に、行政対象暴力対策についてお尋ねをいたします。

去る4月17日、当時長崎市長であった伊藤一長氏が選挙の演説を終え、選挙事務所に入ろうとしたところを暴力団員によって銃撃され、翌日死亡されるという痛ましい事件が起こりました。心から御冥福をお祈りいたすものであります。

同市では伊藤前市長の前の市長である本島等氏も白昼、市役所玄関で銃撃を受けておられる上、今回の事件では現職の市長が選挙期間中に銃殺をされたのです。民主主義の根幹

を揺るがす今回の事件に対しては、私も政治に携わる者の一人として激しい怒りと憤りを覚えると同時に、テロ、暴力行為の根絶を心から願うものであります。

公正な政治活動、思想、言論の自由、そして、行政の公正性、公平性は断じて侵されることがあってはなりません。長崎市民のみならず、全国の国民に衝撃と不安を与えた今回の事件によって、近年、マスコミに盛んに登場していた行政対象暴力という言葉はさらにメジャーな存在へと押し上げられることとなりました。

平成4年に施行された暴力団対策法の影響を受け、暴力団による市民への不当な金銭要求などは減り、民間企業も民事介入暴力に対して対応策というものを充実させてきました。企業のガードがかたくなる一方で、対応のおくれた行政機関が不当要求などのターゲットとなることが多くなったと言われており、自治体職員が拉致されたり、殺害されるという事件も実際に起きております。

警察庁によると、昨年1年間に全国の警察などが受理した行政に対する不当な要求行為の相談数は2,391件で、5年連続で2,000件を超えているそうであります。行政対象暴力に対する対応策の充実がまさに急がれていたわけですが、今回の長崎市長銃殺事件発生により、行政対象暴力に対する対応のさらなる強化が求められております。

そこでお尋ねをいたしますが、本市では行政対象暴力に対する対応マニュアルは存在するのでしょうか。また、行政対象暴力に対応するための職員の研修は行われているのでしょうか。

行政対象暴力のターゲットは自治体職員の場合もありますが、今回の長崎市長銃殺事件のように、市のトップである市長が的になるということも考えられます。不当要求の末の逆恨みであれば、暴力行為に及ぶ前にそういったことを予測するということが不可能ではありません。今回の事件以降、警察との連携を含め、市長の警護に関して、何らかの対応強化が図られたのでしょうか。お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは行政対象暴力対策についての御質問にお答えいたしません。

長崎市において、市長選挙期間中に暴力団員による凶弾により市長がお亡くなりになるという痛ましい事件が起きました。慎んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、こうした手段を選ばない暴力に、私もたびたびの選挙において数々の嫌がらせを受け、その都

度毅然と対処してまいりましただけに、激しい憤りを感じておるところでございます。

本市では、行政に対する不当な要求行為に対して、平成16年度に部長クラスからなる防府市不当要求行為等防止対策委員会を設置し、各課、室の課長、主幹を不当要求防止責任者に選任し、警察署と連携をとりながら、全庁を挙げ組織的に取り組んでいるところでございます。

御質問の対応マニュアルにつきましては、本市におきましては、既に平成9年に「庁内秩序を乱す来訪者に対するマニュアル」を策定し、対処してきたところでございます。さらに平成16年には、山口県警察本部により行政機関用の「不当要求行為等対応マニュアル」が策定されておりますので、これもあわせて活用しております。

次に、研修等の実施につきましては、山口県警察本部から専門の担当官を講師として派遣していただき、不当要求防止責任者を対象に、おおむね3年ごとに実施しております。

次に、長崎市の事件以降、市長の警護など、気をつけている点はあるかとの御質問ですが、こうした事件が起こらないように、未然防止に向け万全の対策をとることが肝要ですが、万一の事態が予見できるようなことがあれば、早急に警察等関係機関との連携を図り、対処してまいりたいと存じます。

今後とも、行政や私に対する不当な行為に対しては、断じて屈することなく対処するとともに、マニュアルを参考に引き続き研修の場を設けるとともに、組織的な対応に努め、適正な事務事業の推進と職員の生命や生活の安全の確保に努めてまいります。

残余の御質問につきましては、教育長、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） マニュアル等も既に策定してあり、また、研修等も行われているということではありますが、現状をちょっと御質問させていただきたいと存じますが、ここ最近、数年で、暴力団に限らず、市に対する不当な要求というものが存在したのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） では、私の方からお答えをさせていただきます。

今、現状を把握している中ではそういった事実は把握はいたしておりません。ただ、窓口等を持ってあります課によっては、ちょっとしたトラブルといえますか、いざこざといえますか、そういった関係で警察にお願いをしたという事実はございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 今の窓口のいざこざというか、そういうのは不当要求のあげ

くに、相手にされなくて、逆恨みしてという今回の長崎の事件のようなケースとちょっと違って、多分、対応の行き違いとか、言葉の行き違いとかで憤慨されて、ちょっと騒ぎになったと、そういうことだと思ふんですけれども、そういったケースと計画的に不当要求を行うというようなケースと、大きく分けて2つあるのではないかと考えるわけですが、また、その中にも、不当要求はかなり細分化されておりまして、いろんなケースがありますが、その対応マニュアルとか研修などではどの程度、具体的なケースについての対応に備えていらっしゃるのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 対応マニュアルというのが、こういったものがあるわけでございます。この中にいわゆる対応策が、今、おっしゃいました、いわゆる場合によって、いろいろ対応策が書いてございます。

基本的にはいわゆる個人で対応するんじゃないで、組織として対応しますよということが基本でございます。その中身の小さいことでいいますと、例えば、窓口では1人で聞かないよう、何人でも聞くんですよと、あるいは、メモをとるんですよと、あるいは、ええかげんな返事はするんじゃないですよといった細かいいわゆる対応策、こういったものがある書いてございますので、先ほど、市長が答弁いたしましたように、そのマニュアルは今、各課の課長あたりには全部配布をいたしておりますので、ある程度理解はしているということを考えておりますので、そういった対応はできているというふうに考えております。

今後もありとあらゆるといいますか、また、より変わった手法でそういった要求等も考えられますので、今後はそういったことも含めて、研修の回数を増やすなり、あるいは、対応者の数を増やすなり、そういった対応も必要かというふうに、今、考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 今、お示しになられたのがそのマニュアルの現物でしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） はい、そのとおりでございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） あるというのは、事前にお聞きはしておったんですが、私、ちょっと現物を見たことがなくて、今、見たんですが、ちょっと薄いなというのが印象であります。

今回、やるに当たって、私も何冊か行政対象暴力に関する本なんかを集めたり、図書館にもあったんで借りてみたりしましたけれども、割とこれくらいの厚さがあって、いろんなさまざまなケースの対応について書かれております。

行政対象暴力につながる不当要求というものもかなり多様化してくるし、あの手、この手というのを、行う側も考えてくるわけですから、現状のマニュアルで安心することなく、さまざまなケースを想定してマニュアルづくり、また、研修といったものを行われるようお願いをいたします。

そして、市長の警護、有事の際と言っていいのかどうかわかりませんが、市長の警護に関してですが、これは警察との連携ということだけですか、考えておるのは。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 自治体のトップがそういった事故に遭ってはならないことですから、常々気をつけるのはもちろんのことでございます。

また、本市においては、幸いといえますか、警察署が比較のごく近いところがございますので、そういった場合には、すぐそういう対応ができるという一つの地域の利点もございますので、その辺を含めて最大限の準備といえますか、その対応策は考えておく必要があるかと思っておりますので、今後もそういった方向で準備をしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 警察はもちろん目の前で近いですけれども、今回の長崎市長のようにいきなり背後から銃で撃たれるということが起これば、幾らスポーツマンの市長さんでも、対応できないと思っておるわけですので、これも、やはり、あらゆる、もしそういう状況が起きそうだと予見できる、予測できるケースであれば、それを予防する、防止するということは不可能ではないと思っておりますので、そういうケースが起これる前に、市長警護に対するマニュアルづくりというか、対応マニュアルづくりというものを行っていく必要があるのではないかとこのことを要望しておきます。

行政対象暴力対策については以上であります。

議長（行重 延昭君） 次はスポーツ振興について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） スポーツ少年団活動についての御質問にお答えいたします。

スポーツ少年団は子どもたちにスポーツを身近に実践できる機会を与える場として、「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に！」をスローガンに、全国的に活動を展開しております。

平成18年度における防府市スポーツ少年団の加入状況は、11の種目で団数が74団、団員数が1,690人、指導者318人での活動を展開しており、団員数の市内全小学生に占める割合は約26%であります。

防府市のスポーツ少年団活動は、次代を担う青少年の健全育成を願う熱心な指導者や地域の方々に支えられ、大きな成果を納めております。その一方で、練習時間や日数、交流試合の回数等について、適正を超えた活動をしていると思われる団も一部では見受けられます。

スポーツ少年団に加入し、活動する少年期は身体的、精神的、情緒的にも発育、発達の時期にあることから、過熱化した活動は身体はもとより、スポーツに親しむ意欲や健全な心の発育にもマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、教育長が本部長であります防府市スポーツ少年団本部では、年度当初に開催する総会及び各種目団体からの代表者で構成されております指導者協議会などにおいて、健全育成に努めるようお願いしているところでございます。

また、山口県スポーツ少年団本部と呼応し、各単位団の指導者の資質の向上を図るため、各種研修会やスポーツリーダー養成講習会への参加要請や、健全育成に関するパンフレットの配布等、あらゆる機会を通じて健全なスポーツ少年団の育成を図っているところでございます。

スポーツ少年団活動はボランティアである指導者に大きく依存しているわけですが、今後も教育委員会では、スポーツ少年団活動の原点に立ち返り、健全な団活動が行われますよう継続的に適切な指導に努めてまいります。

残余の御質問には、教育次長からお答えいたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 御回答ありがとうございました。

ただいまの教育長の答弁の中にありましたように、スポーツ少年団本部の本部長が教育長ということであり、また、副本部長は教育次長、また、教育委員会参事が務められるということでもあります。

これ確認した上、先ほど適正を超えた活動をしている団体もあるようだと、また、総会等で適切な指導をしていくようにするというようなお答えがあったように思いますが、適正を超えた活動というのは、果たしてどの程度のことをいうのか。ちなみに、日本スポーツ少年団では、決まりではないですが、目安として、週二、三回、1回二、三時間というものを目安だというふうにしておりますが、防府市としてはどう考えているのか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

先ほど、議員御指摘のとおり、スポーツ少年団の理念は次代を担う健全な体と心を持った青少年育成ということでございますが、これは県本部も防府市の支部もこの方向でもって活動を展開しているわけでございます。

適正なという判断でございますが、県のスポーツ少年団の方から県内の各少年団本部に向けて遵守事項というのが示してありまして、これは毎年4月に出されまして、総会できちんと関係の方にお伝えしておりますし、また、指導者の協議会でもお知らせしているわけでございますが、基本的には夜間の練習は原則的には行わないというのが、1つの約束事でございます。

それから、団の活動回数は週2ないし3回、それから、1日の活動時間は2時間以内、それから、競技の勝利至上主義に傾かないようにということで、これも約束事で対外試合、これは大会、あるいは、招待試合を含むわけでございますが、月に1回を限度という文言になっていますし、それから、各大会、あるいは招待試合を開催する場合には、防府市であれば市のスポーツ少年団本部、あるいは、教育委員会の後援等を受けて行うように等々でございます。

また、子どもたちの心と体を鍛えるということで、先ほども御指摘ありましたが、特に最近は食育、それから、遊び、スポーツ、あるいは読書のバランスをとりながら、この活動を展開していこうじゃないかということも申し合わせてありますし、それから、月の第3日曜日、これは家庭の日となっているわけですが、この日には大会あるいは練習を避けて、子どもたちを家族とともに過ごす活動の時間に充てようじゃないかという約束もございます。

したがって、前段の、特に申しました何点かは各団に毎回強くお願いしているわけでございますが、中には週、毎日のような活動を展開していらっしゃる団もあるやに聞いております。また、そのことを把握しておりますけれども、そこら辺がやはり適正の域を超えているんじゃないかということをお願いしたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 今の遵守事項というもの、夜間練習は行わない、夜間というのは何時からを指すのか、それを先に聞きましょう。夜間というのは何時からですか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） スポーツ少年団の活動は放課後、だから、基本的には17時から始まると思いますので、先ほどの2時間以内となれば、19時、7時というのが夜間の解釈になると思います。

大体、この時間というのは、平均しますと、屋外の活動も、ぼつぼつ日没に入る関係で活動ができない場合もありますし、夜間の活動、この後のクラブ活動というものも、展開の時間を考えますと、やはり17時から19時、19時が一応夜間というものの解釈になるんじゃないかなと思います。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 今の夜間練習は行わない、練習日は週二、三回、1日2時間以内というあたりは、適正を超えているところもあるというふうにおっしゃいましたけれども、ほぼほとんどの団体が、この基準というか、遵守事項というのを守っていないというのが現状だろうと、中に種目によって守っておられるところもあります。が、守っていないところの方が大半だというふうに、私が調査したところでは理解しております。

では、こういう団体の中での、組織の中での決まりごとというのがあるわけですから、それをきっちり守っていきこうとされている指導者の方、団体、おられるわけですが、それを守らない団体、これに対して、例えば罰則というか、ペナルティーというものは存在をするのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

この辺が大変に難しいところございまして、ペナルティーというのを教育委員会、あるいはスポーツ少年団本部から出すわけにはいかない問題がございます。

というのは、特に指導者におきまして、勤務を終えられて帰られてからのボランティア活動でやっていらっしゃるわけでございますから、そこに余りきつい制限をつけて、それならば私は一切ノータッチだというふうになってしまうと、今度は指導者がいないという問題と、やはりせっかくスポーツに励んでみたい、あるいはスポーツを楽しみたいという児童の活動の場を奪ってしまいますので、したがって、御理解いただきたいのは、中学校でやります部活動、これは学校の教育活動の一環でございますから、これは強い規制がかけられると思います。

ですが、スポーツ少年団の場合は、これは社会体育の一環でございまして、指導者にボランティアとしてお願いし、そして、主体的な活動をお願いしているということですから、強い規制をかけるというわけにはいかない問題がありはしないか。

ただ、本部長としては県の約束事ですから、ぜひこれは守っていただきたいということで、今からお願いをする以外にないんじゃないかと思っております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） そういう遵守事項があつて、そして、総会、指導者協議会等

で指導しているにもかかわらず、ほとんど守られていないのが現状であると。ただし、もちろん、ボランティアで教えてくださっている指導者の方々等のこともあり、厳しく制限していくことができないということですが、今、御本人がおっしゃったように、やはり本部長は教育長でありますし、今、中学校の部活に関してちょっと話が出ましたけれども、私の友人でお子さんが中学生と、中学生で運動部に入られている子、それから小学生でスポーツ少年団に入団されているという兄弟をお持ちの方がいらっしゃいます。ほとんど先に帰ってくるのは中学生だそうです。小学生が帰ってくる時間は、これは種目はサッカーでしたけれども、大体9時近くに帰ってくる人が多いということでありました。

もちろん、厳しく制限するというのが、大変つらい立場ではありましようが、子どものやっぱり健全育成ということを考えますと、やはり9時ごろ帰ってきて、御飯を食べて、お風呂に入って、宿題、勉強等をして寝るとなると、やっぱり10時を超えてしまうというのが普通でないかと、それがましてや中学生ではなく小学生ですから、これは心身の健全な育成にかなり悪影響を及ぼしてしまっているのではないかというふうに私は考えておるところであります。

ただ、この遵守事項を厳しくできないということで、結局、現状では守るところがたくさん練習ができない。その遵守事項を無視するところはたくさん練習をして強くなると。ある、こういった同じような問題を懸念された保護者の方が、単位スポーツ少年団の総会においてちょっと練習時間、練習日が多いのではないかという意見を言われた方がおられるそうです。そうするとやっぱり指導者の方が、週二、三日では勝てないから、試合に勝てないから、そんなことはうちはやらないというふうにはっきりと言われたところもあるそうです。

これはやっぱり守るところもあって、守るところは守る、守らないところはそういった遵守事項を破り続けるというのは、公平でないことでもありますし、そのこと自体がやっぱり子どもの精神的な育成においても、余り、余りというか、いい影響を及ぼしていないのではないかなというふう感じておるところであります。

先ほど、勝利至上主義、そういった言葉がちょっと教育長のお口からも出ましたけれども、こういう傾向はやっぱり大変強くなっているのは確かだということで、私が電話でですが、日本スポーツ少年団にいろいろお聞きしますところでも、そういった傾向が高まっているというのが懸念をされておるということでありました。

ただ、勝利への固執というか、執着というのは、これはよくよく聞いてみると子どもたちが抱えている問題ではなくて、保護者や指導者の方が抱えておられる問題のように感じてなりません。現実、そういう場合がほとんどのようであります。

先般、プロ野球の球団がアマチュア選手に裏金を渡した。また、その事件が発端となって、学生野球憲章に違反するような奨学制度、特待制度というものを取り入れている高校というのが全国からたくさんありました。これはなぜ野球だけがいけないのかという意見もあり、最初、厳しい対応をしようとした高野連も途中、方針をちょっと転換したようなこともありましたが、これはやっぱり、なぜ野球だけがいけないのかというのは、やはり話し合っていて考えていかなくちゃいけない問題ではありますが、現状ルールで決まっていることはやっぱり守って、正々堂々と戦っていくということがスポーツマンシップというものであろうと思いますし、スポーツマンシップを阻害しているのはやっぱり勝利至上主義、特にスポーツ少年団において、日本スポーツ少年団の理念の中にも勝利に固執するということは、勝利の大事さというのは書かれていないわけでありまして、もちろん、勝利、試合に勝つ、ゲームに勝つということから得られる副産物、達成感とか、成功体験、こういったものはありますけれども、それは至上の目的ではない。特に、子どもたちのスポーツにおいては、至上の目的ではあってはならないというふうに考えておりますので、教育委員会といたしましても、真の、子どもたちの心身の健やかな成長を願うという観点から、また、ルールというものは守らなくては行けないと、それがスポーツマンシップであり、社会のおきてだということも含めて、しっかりと指導していただくことを御要望して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御指摘のこと、よくわかりました。

本部として、私の立場として、約束事はきちんと守っていただくということは、今から強くまたお願いします。

それから、指導者の方々も、毎年研修の場がございまして、指導者としてのあり方も研修をされますし、現在、318人のこの指導にかかわった方がいらっしゃるんですが、その中で資格を持った方が166名と、だから、単純計算しますと、1団に2名前後の方がいらっしゃるという、こういった実態ですから、だんだんと、県の遵守事項は守られていくだろうと思います。

それから、最後に、今、議員も御指摘いただきましたが、このスポーツ少年団の単位母体であります、74団体ございますけれども、それぞれの母体がやはり今から申しますような格好で御理解いただき、そして発展していくことを願いたいんですが、1つはやはり、その参加しています子どもたちが団の活動に魅力を感じて、そして、進んで参加できるような、そういう団であってほしいし、それから、保護者の方々も満足できるような団であってほしいし、最後に一番肝心なのは、地域から信頼される団であっていただき

たい。この辺のしがらみの中で、それぞれのお立場でお考えいただきたい。私の立場は私の立場として、約束事は守っていただく方向でお願いしますが、指導者の方々、あるいは団を構成されます保護者の方々、やはり、スポーツ少年団の活動が求めています方向性を正しく理解しながら、要は子どもたちの健全育成につながっていくように今から御指摘いただきましたことの解決に向けて努力したいと思っております。

ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 新体育館のネーミング・ライツについて、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 新体育館のネーミング・ライツについての御質問にお答えいたします。

現体育館は建設以来33年を経過して、老朽化が著しく進み、多様化したスポーツニーズにこたえられなくなりつつあります。また、健康に対する意識の向上と積極的な健康づくり運動のため、受け皿としての新体育館の建設が望まれており、将来にわたって、市民の生涯スポーツの拠点となる体育施設の早急な整備が求められております。

防府市が現在建設を進めております新体育館は平成22年度の供用開始を予定しており、バスケットボールやバレーボールなどの競技ができるメインアリーナやサブアリーナ、トレーニング室、軽運動室、卓球室などを備える生涯スポーツの拠点となる予定でございます。

この新体育館建設は、長年、市民が待望していたことがまさに実現できるわけでありまして、さらに、これとあわせネーミング・ライツを導入することは、企業のイメージアップや防府市のPRにつながるのではないかと考えております。

また、その契約金につきましては、施設の管理・運営経費の一部に充てるのが一般的でありまして、今月1日から7月末日までの間、パートナーとなっただけの企業や事業所を市広報やホームページ等で募集しているところでございます。

まず、議員御指摘のネーミング・ライツの課題や問題点についてであります。スポンサー企業及び施設側、利用者が不祥事を起こした場合など、契約書の中で「双方の解除権」や「解除に伴う措置」などの条項を設け、対応していく予定でございます。

さらに契約期限である3年ごとの名称変更への対応でございますが、優先的に既に契約した企業と交渉することが一般的でありますので、市民にとってなじみのある名称が長く続くことを期待しているところでございます。

また、応募がない場合の対応につきましては、契約額、応募条件等の募集要項を見直し、再募集をすることとしております。それでも応募がない場合は、愛称の公募も選択肢の一つとして考えております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 施設側、また命名権を購入した側、また利用者等の不祥事による問題が起こったときということで、相互の解除権ということは今おっしゃったと思うんですが、これを含めた契約書というのが今現在、もうできておるわけですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 現在は、他市の例を手元に持って、それを参考にして考えておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） それでは、専門家、この制度の導入に際して、専門家等を例えればお招きして御意見を聞くと、これはこういったネーミング・ライツという制度についての専門家ということもありましようし、法律的な専門家ということもありましよう。

そういったことは行われましたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 現時点におきましては、まだそういう専門家等の相談等はいたしておりません。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） それでは、ちょっとこの件は置いておきまして、これは今、答えられるのかわかりませんが、6月1日から募集が始まって、現在のところで応募されたという企業がございますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 現在、応募企業はございません。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 予測というか、希望というのは別にしまして、これは募集期間中に応募してくる企業がありそうだという見込みがあるのか、また、募集前に幾つか当てがあったとか、そういったことがあるんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 市内の企業に数社ほど打診に歩いておりますが、まだちょっと、そのあたりの感触もまだ得られていないという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 先ほど、専門家等の意見というのはまだ聞いていないというようなことでありましたけれども、さまざまな課題が残っている制度だと思います。

壇上でも申し上げたように大変歴史が浅いものであります。これ1990年代と申しま

したけれども、これは北米の方でありまして、たしか日本ではごく最近、2000年代に入ってからだろうと認識しております。

このようないろいろな課題が指摘されているという制度の導入に際して、専門家等の意見も聞かず、また、検討を考えているというようなお話もありましたが、我々議会に対して何の説明等もなく、いきなり、私は6月1日付の市広報が何日か、多分5月28日だと思うんですが、に目にしまして、初めて知ってという状況だったんですが、こういったいきなり発表してしまったというのはなぜでしょうか。これはその必要はなかったと考えておられますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 一番最初にいつごろお話ししたのかというのはちょっと私も覚えておりませんが、5月1日の教育民生委員会所管事務調査において、ネーミング・ライツの導入を検討しているということをお話ししたのが、多分正式には最初であろうかと思っております。

その後、手続面とかいろいろ資料等取り寄せながら、具体的な形になってあらわれてきましたが、ちょっとタイミングが非常に、5月28日、私もよく覚えておりますが、市長の定例記者会見がそのときにあるということ、それから、市広報の方にも5月の末にはもう6月1日号が出るというふうな、いろんなそのタイミングをはかりながら、はかりながらというよりも、少しタイミング悪い格好になりまして、5月28日にあわてているいろいろな資料の広報と、議員さんにもお知らせするという形になりました。

もう少し早目にいろんな段取りをしておけばよかったのかなと、今でも反省はいたしておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 資料が当日ファクスで私の自宅にも送られてきましたけれども、それは私が市広報を見た後でありました。5月1日の教育民生委員会所管事務調査のときには、特に資料といったものも配られていなかったように記憶をしております。

ネーミング・ライツに関する資料というもの、定例記者会見、市広報の発行で、タイミングというか、パフォーマンスというようなものを重視されて、このような新しい、また、多くの課題が指摘されている制度を議論もなく、また、専門家の意見を聞くということもなく、突然発表してしまうということは、反省されていると今おっしゃいましたけれども、これは私はとんでもないことだと、こういうことが続いていけば、防府市の行政というのは大変なことになる、大変私は危惧を抱いておる次第であります。

そういったことも含め、さまざまな施策、特に新しいことに取り組みれるときは、いろ

んな場面、ケースを想定され、また、いろいろな問題が起こることも想定されて、その対応策というのをしっかり練った上で現実のものにしていく、そして発表していくということを行行政側の姿勢としてお願いして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、10番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長、入場してください。

次は11番、原田議員。

〔11番 原田 洋介君 登壇〕

11番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。通告のとおり、選挙事務についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、選挙公報を発行することについてお伺いをいたします。近年、選挙の際にマニフェストという言葉をよく聞くようになりました。マニフェストとは候補者が有権者に対し、具体的な政策目標や実行計画などを明確にする公約のことでございます。

このマニフェストの歴史は古く、起源は1834年にまでさかのぼります。イギリスで、当時のピール首相がタームワースという選挙区で発表したタームワース・マニフェストというものが翌年の総選挙での保守党の公約として採用されたのが、その起源だと言われております。

現在の様式のマニフェストは1987年のイギリス総選挙でサッチャー首相率いる保守党が発表した政策目標やその達成期限、財源等を明示したものが原型と言われております。その10年後の1997年のイギリス総選挙において労働党が徹底的な議論を経てマニフェストをまとめ、ブレア首相を擁立して保守党を破ったことは有名な話であります。

日本におきましても、1999年の統一地方選のころからマニフェストがつくられるようになりましたが、当時は公職選挙法に抵触していたために、実際に選挙期間中に配布されることはありませんでした。

2003年の公職選挙法の改正で、国政選挙における政党のマニフェストが配れるようになり、各政党こぞってマニフェストを作成するようになりました。このころから、日本でのマニフェスト選挙というものが一般的に定着をしてみられました。

本年2月の公職選挙法改正では、これまで制限されていた地方選挙においても、首長選挙に限り、ピラ1枚の形でマニフェストを配ることができるようになりました。地方議員の選挙においては、選挙期間中に印刷物を有権者に配ることはいまだに認められておりません。

このマニフェストの利点として、有権者の立場から言えば、よりわかりやすく具体的な政権公約が示されるため、候補者の選定に当たってはより主体的な1票を投じることができるようになります。また、有権者の政治参加に一つの判断材料を提供することになり、候補者自身もその達成度について分析と評価を継続的に行い、定期的に公表するなど、果たすべき説明責任を明確にすることにつながります。

先ほども申しましたが、現在地方議員の選挙においては選挙期間中に印刷物を配布することが認められておりません。現行法制度下において、地方議会議員の選挙の候補者が有権者に対しみずからの政策、公約などを提示する手段として考えられるのが選挙公報でございます。

公職選挙法第172条の2に、市町村の議会の議員または市町村長の選挙においては、条例で定めるところにより選挙公報が発行できると規定されております。多くの自治体が条例を制定し、選挙公報を発行されておりますが、防府市にはまだこの選挙公報の発行に関する条例がございません。

県内他市におきましては、萩市、山陽小野田市、長門市、柳井市において既に市議会議員選挙における選挙公報の発行がなされております。宇部市では、昨年12月議会でこの条例が制定され、去る4月の統一地方選挙から選挙公報が発行されるようになりました。周南市におきまして、先日の市長選挙、市議会議員補欠選挙から選挙公報が実施されており、現在、山口市、岩国市においても条例制定の検討がなされていると聞いております。

私ども防府市議会も来年11月に改選を迎えることとなります。公正な選挙のために、有権者に対して候補者の経歴や政策など、正しく必要な情報を提供していくことは民主主義政治の基本だと考えております。今、全国的に国民の政治離れが言われており、選挙の投票率は低下の一途をたどる傾向にあり、防府市議会議員選挙においてもその例外ではありません。

開かれた公正な選挙のためにも、また、投票率の向上のためにも、選挙公報の発行をぜひ実現していただきたく思っておりますが、このことについて執行部の御所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、選挙の開票作業の効率化、スピードアップについてお伺いをいたします。

早稲田大学マニフェスト研究所が、4月8日投開票の道府県議会議員選挙での開票時間を調査いたしました。選挙のなかった東京都、茨城県、沖縄県を除く44道府県678市のうち最も早かったのは福島県の相馬市で、時間は22分でした。2番目は広島県の三次市、長野県の小諸市が29分で並んでいます。以下、千葉県鎌ヶ谷市の35分と続き、

1時間以内でこの開票作業を終了した市は実に41市あったそうでございます。

我が防府市は1時間36分で第245位となっております。もちろん、人口規模、投票率、候補者の数など、条件が違ふことも考えられますが、防府市よりも人口の多い都市が幾つも上位にランクしていることを考えれば、まだまだ上を目指せるのではないかと思います。

なぜ、今この開票時間の長短が言われているのでしょうか。開票時間を短縮することによって次のような効果が考えられます。

まず1点目として、開票作業所だけでなく、その報告事務や連絡事務をとるために関係する行政施設の方にも配置されている職員の人件費まで削減ができる、速やかな住民への公表や職員の方の負担軽減だけでなく、開票作業をする利用施設や関係行政組織の光熱費の削減も図ることができる、職員の方の負担が軽減されることにより、深夜まで開票作業に携わることがないため、翌日の勤務に支障を来すことがなくなるなどが考えられます。

防府市でも開票時間短縮のために努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは選挙についての御質問のうち、開票作業の効率化についての御質問にお答えいたします。

去る4月8日執行の県議会議員の選挙は県全体で58.13%の投票率でありましたが、本市は61.69%と、前回より1.42ポイントのアップ、票数にして1,934票増えておりましたが、開票作業時間は前回より67分早い午後10時51分に開票確定を出し、市民の皆様選挙結果をいち早くお知らせすることができましたことは、皆様御承知のことと存じます。

ただいま議員の御指摘によれば、本市の開票作業時間のランキングは全国245位とのことですが、このランクづけは作業時間のみを単純に比較し順位をつけたものであります。しかしながら、開票時間は、御承知のとおり人口規模をはじめとして、有権者数や投票者数、そして立候補者の人数、開票作業に従事した職員数等によって大きく異なっております。

ランキングを発表された早稲田大学マニフェスト研究所もこれらの指標が勘案されたランキングを検討されておられたようですが、今回は調査できなかったとのことで、今後の選挙ではこうしたことを含むランキング発表をしたいとのことでございます。

人口や投票者数、開票作業従事者数などを勘案すると、今回の全国ランキングはかなり異なったものとなり、先ほど議員が例示された相馬市など、ランキング上位市と比べてみましても、本市のランキングは相当上位に入ってくるものと思料されます。

また、このことは新聞紙上でも大きく取り上げられましたが、私は本年度の新しい指針として、「行政品質向上」を掲げており、今回の開票時間の大幅短縮も行政の品質向上の一つとしてうれしく思っているところでございます。

今回、県議選の開票作業の中で体得した職員それぞれの取り組み姿勢や意識の変革は、今後の開票作業は無論のこと、日常の窓口業務における業務改善や時間短縮、さらには市民サービスなどの品質向上に少なからぬよい影響を与えてくれるものと確信しております。

私は、今回の好結果に満足することなく、反省事項や未実施の項目についてさらなる検討を加え、次の参議院選挙に向けて、開票作業のさらなる迅速化と効率化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

残余の御質問につきましては、担当の局長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

4年前に比べると67分も短縮されたということでございますけれども、今回、短縮されたということですが、前回、4年前と比べてこういうところを改善して、開票作業が早くなったという、目立った点とかありましたらぜひ教えていただきたいなというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（松吉 栄君） ただいま御質問いただきました、前回に比べてどのような取り組みを変えてきたかというふうなことでございますが、この取り組み内容につきましては、私ども一つの大きなバックボーンといえますが、そういうものをつくったわけでございますが、この開票改善に向けた取り組みを振り返ってみますと、本年2月上旬のことでしたが、市長からの強い御指示を受けまして、スピード開票に取り組むための開票事務の経験豊富な職員による開票事務改善検討会、こうしたものが設置をされました。

従来、開票事務において課題となっていた項目の全面的な見直しを行いまして、さまざまな創意工夫を取り入れるとともに、年度末の多忙な時期ではございましたが、全員参加のシミュレーションや直前リハーサルを実施するなど、開票作業の効率化に向け、スピード感を持って準備を進めた次第でございます。

この検討会では、正確性を確保した上で開票時間を60分短縮し、開票確定時刻を午後

10時50分とする、こうした目標数値を掲げました。この目標のもと、開票に従事する職員が一丸となって迅速処理に取り組んだ結果、先ほど市長が申しあげましたような時間短縮を実現させることができたわけでございます。

また改善案のうち、県議選で実施をした項目のうち主なもの、これをお尋ねでございますので御説明申し上げますと、まず1点目でございますが、開票から点検、計数、集計、こうした作業へと人が移っていくわけですけれども、1人2役、さらには3役を担当いたしております。次に2点目は、票分類には候補者別に色分けをしたトレーを使用し、票の分類誤りを防止する。3点目は、票の判定基準を単純、明確化し、疑問票処理の迅速化を図ったということ。そして4点目、審査係を廃止し、開票作業全体をコーディネートする進行係を配置し、開票作業の迅速化を図ったこと等でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

私、今回そのスポーツセンターというか、開票所に見に行くことがちょっとできなかったんですが、もちろんその行政内、役所内の御努力で短縮されたということは素晴らしいことだと思います。

それで、今回の開票を踏まえ、先ほど市長も申されましたけれども、この反省点というか、さらなる改善をして次に生かしたいということをおっしゃいましたが、これから先、どうですかね、問題点があったというか、ここをこう改善していきたいというものが何かございましたら、ぜひお示しいただきたいなと思います。

議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（松吉 栄君） このたびの県議選での取り組みの中で、どのような反省があったのかというふうなことでございますが、開票作業全般の改善見直し、こうしたものを検討会で検討した結果、約10項目に及んでの改善を行おうというふうなことでございました。

その改善の実施方策をつくりまして、このたびの県議選ではこれらすべてを実施しております。その結果、時間短縮の60分の数値目標が達成できたわけでございますが、開票計画全体についても、私、個人的でございますけれども、ほぼ90%のできればではないかなというふうに思っております。

先ほどお尋ねの反省事項につきましては、これは大きな1点として集約されるかというふうに考えておりますが、それは実は、先ほど申しあげましたように事前研修等を行っておりますが、この事前研修の中で重点を置いた作業工程、これが一番最初の分類作業、そ

れから点検、計数、この部分でございますが、この作業工程とそうでない工程、その後の工程でございます集計作業あるいは得票計算、こうした作業工程との間で改善の成果に大きな差が出てまいりました。

これを1つの大きな反省点にいたしておりますが、これは今回の準備不足、こうしたものが原因であったというふうに私は考えておりますけれども、この準備不足から起きたこの反省点を検討会の中でも十分検討をさらにして、さらなるこの部分の打ち合わせあるいは研修、さらにシミュレーション、こうしたものを確実に行っていく必要があるのではないかというふうに痛感をいたしておるところでございます。

大きな点の反省事項としてはそういうものでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

この開票作業を20分、30分でやれという、それ自体が問題ではなくて、本当まさしく、先ほど市長さん申されましたとおり、より小さな改善のその積み重ねというものが、結果としてすべての行政事務というか、その事務の効率化、ひいてはその行政改革につながるのだというふうに思っておりますので、今後、本当いろいろと努力、引き続き創意工夫されて、開票作業のみならず行政全般にその改革を進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この項は以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 次に選挙公報を発行することについて、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（松吉 栄君） それでは、選挙公報を発行することについての御質問にお答えをさせていただきます。

選挙公報は候補者の氏名や経歴、政見等を掲載した文書でございます。選挙管理委員会が発行することになっております。また、その発行は公職選挙法の定めにより、選挙の種別によって異なっております。

衆議院議員と参議院議員の国政選挙、そして都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会が必ず選挙区ごとに発行することとされております。

その他の選挙においては、それぞれの都道府県、または市町村の自主的な判断により発行されることとなっており、これを任意制の選挙公報と申しております。この任意制の選挙公報は、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員と市町村長の選挙につきまして、当該選挙を管理する選挙管理委員会が条例の定めに従って選挙公報を発行することができ

ることとなっております。

山口県内の発行状況を申し上げますと、議員先ほど御案内のとおり、宇部市や周南市などの6市で選挙公報が発行されており、そのほか山口市などの5市で検討中、また、発行予定のない市も1市ございます。

そこで、本市の取り組みについてでございますが、市議会議員と市長の選挙において、候補者を対象にした選挙公報は、ただいま申し述べましたように、任意制の選挙公報のため条例の制定が必要でございます。

また、公報を発行し各世帯に配布するには経費がかかりますが、県内の先進自治体の公報を参考に算定してみますと、市議会議員で約220万円、市長では約120万円の費用が必要になってまいります。

一方、選挙管理委員会では、配布期限までの期間が他の選挙に比べ一番短いという中で、公報発行や各世帯配布のための事務量などの増加が相当見込まれます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、選挙公報を発行しますと、候補者それぞれの経歴や政見党の比較ができやすくなり、投票に際しては重要な判断材料として、また有権者の関心も高まり、投票率の向上につながるということも考えられますので、今後、検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

この選挙公報に関しては私だけではありません。議会の方でも、いろいろ議会運営委員会等でも今、話が出ておりまして、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

今回、この質問に当たって、私、実際この4月から発行されました、ちょっと宇部市の方でいろいろ勉強させていただいたんですが、宇部市の場合は、これも議会の方から、そもそも発端が議会の方の一般質問からいろいろ話が出てきたらしいんですけども、かれこれ5、6年検討されて、それで去年の12月に条例化されることになったんですが、それまで実現できなかったネックというのが、やはり配布の方法が時間を要するということで、立候補を締め切って、それから印刷して配布するというのがすごくやはりネックだったらしいんですけども、この宇部市の方では、実際に新聞折り込み広告と、それからポスティングですね、そういう業者さんに頼んでということで、だから市内全域で、日曜日に締め切って火曜日までにほぼ配布完了というような作業をされております。

実際、その宇部市で8万4,000部を発行されて、費用的には200万円かからない

ぐらいの経費でされております。

その他の地域とかもいろいろお話を伺ったんですが、ほかの地域は、今、防府でもやられているとおり自治会を通しての配布だったりとかするんですけども、私、先ほど壇上でも申しましたが、やはりその有権者の方にとって候補者の顔ぶれというか、その候補者が何を考えているのかというのはすごく大事なことだと思います。

今、国政選挙においてもそうですし、いろいろ壇上で申しましたが、そのマニフェストという、今、選挙の様式もどんどん変わってきているというふうに言われております。もちろん、私たち選挙を受ける候補者となる立場からしても、しっかりその有権者の方に対してみずからの政策とか公約とかを訴えるのは候補者たる者の責任だというふうに思っておりますし、そのためにもぜひこの選挙公報の実現に向けて、議会の方でもしっかり研究もしてまいりたいというふうに思っておりますし、執行部におかれましても、ぜひ前向きに御検討をいただければというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、11番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は20番、今津議員。

〔20番 今津 誠一君 登壇〕

20番（今津 誠一君） それでは、早速お尋ねをいたします。

「まち全体が花と緑の植物園」構想についてお尋ねをいたします。

昨年の6月議会でも同じ項目で質問いたしましたが、今回はそのパート2になります。前回の質問の内容を要約しますと、近年、花や緑に心の豊かさや心のいやしを求める人々が増えている。そこで、まちのどこかに植物園をつくるのもいいが、まち全体が花と緑の植物園と考え、市民と協働でまちじゅうに花と緑を育てたらどうか。まちの至るところに花と緑のスポットがあれば、市民は日常の生活の中で、いつでも、どこでも、だれでも、四季折々の花や緑を鑑賞できる。そして、まちの景観は向上し、品格と潤いのある美しいまちになり、観光客や来訪者にも好印象を与える。どこに植えるかについては、基本的には個人の私有地も含め、植栽可能な土地すべてだが、主に公有地と休耕田を対象に考えている。だれが植えるかについては、主として市民のボランティアと考えている。

この提案に対し当局からは、花づくりやガーデニングに対する市民の関心は高く、まことに時宜を得た提案と考えているという答弁をいただきました。この構想実現のシステムは、今、防府市が唱えている市民参画と協働に全くマッチしたものだと思います。

さて、今回はまず第1に、雑草のない美しいまちづくり対策についてお尋ねいたします。

「まち全体が花と緑の植物園」構想は、美しい景観の形成という趣旨も当然含んでいます。今、美しい景観を形成しようという機運が高まり、防府市も都市景観条例が平成14年に制定されています。

しかし、これまで既に何度か指摘しましたが、道路や緑地帯に雑草が生い茂り、美しい景観が現出しています。緑地帯に植栽してあるツゲやサザンカやサツキが枯れ、歯抜け状態になり、そこに雑草が生い茂り、またその中に空き缶や紙パック、たばこの吸殻等が散乱している光景はとても見られたものではありません。それを目にするたびに不快感を覚え、精神衛生上よろしくありません。観光客や来訪者には決して見せたくない光景です。また、これが防府市民の心の現象だと言われたいようにしたいものです。

そこで、これをどう解決するか、その対策を早急に講じなければなりません、これはまさに行政の守備範囲だと思います。

これまでは行政が税金で人を雇って除草するシステムでした。しかし、このシステムでは財政的に困難になったというのが行政サイドの言い分だろうと思います。実際どこまで困難なのか私にはわかりませんが、このシステムで不可能ならば新たなシステムを構築し、雑草のない美しいまちづくりを進めることが今求められていると思います。

私は新たなシステムを構築する際、美しいまちづくりは市民全体の責務という基本的考えを重視し、協働という視点から市民とともに対策を講じればよいと思います。

そこで提案いたしますが、行政と地域住民と企業等が協議し、三位一体となって雑草のない美しいまちづくりのためのシステムを構築してはいかがでしょうか。当局の御所見をお尋ねいたします。

次に、公有地休耕田の活用についてお尋ねします。

私は、昨年6月に「まち全体が花と緑の植物園」構想を提案して以来、仲間とともに休耕田や公有地を活用した花のスポットのモデル地区づくりに努めてまいりました。まずモデル地区をつくり、多くの人にその美しさを実際に体感してもらうことがこの構想実現のスタートになると考えたからであります。

その一つは、西浦の休耕田、約1ヘクタですが、ここに仲間と一緒に菜の花を育てました。天候や土壌等の関係で見事とは言えませんでした、3月中旬ごろから開花し始め、ちょっと薄目でしたが黄色のじゅうたんが現出しました。来年はさらに拡大していく考えです。

いま一つは、市街地の休耕田約1反ですが、鋳物師の産業道路に面した場所ですが、現在ここでヒマワリを育てています。昨年から地主さんと交渉してまいりましたが、ことしになって了解をいただきました。4月の末に播種し、今、苗が順調に生育しています。2種類のヒマワリで、1つは草丈が四、五十センチのものと、もう一つは草丈が2メートル

ルになるものですが、先日、苗を数えましたら、約800本ありました。1月後には見事にとは申しませんが、何とか開花してくれるようにと毎日期待と不安を抱きながら見守っています。

それから、公有地については、特に前回の質問の際に適地として紹介しました国衛の浜ノ宮約2.数ヘクですが、今ここに生えている雑草にかえて花が植栽できるよう努めています。現在、あの文化庁に許可申請する段階までこぎつけまして、6月の末に許可がおりる予定になっています。許可がおりれば春は菜の花、夏はヒマワリ、秋はコスモス等を植えたいと考えています。

さて、このような活動をしていく中で、一つ大きな問題に直面しています。それは、ボランティアが現地で土地を耕作し、埋め立てをする際の機械、特にトラクターですが、これを現地に移送することが非常に困難だということです。機械を現地に移送するトラックを探すのが大変な苦勞です。この問題を解消するにはどうしても行政の主体的協力が必要です。

なぜ行政の主体的協力が必要かということ、美しい景観の形成あるいは公有地、休耕田の有効活用ということが行政の大きなテーマであり、本来行政が主体的に取り組むべきものだからであります。

私たちボランティアは、いわば行政に先駆けて活動しているわけです。本来なら逆に行政が協力支援をするのでボランティア活動をお願いしますというのが普通だと思います。経費的には極めて少額ですので、ボランティアに対する補助制度を早急に設け、活動がスムーズに行われるよう善処いただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

続いて、さらなる公有地の活用についてお尋ねいたします。

私は、先日市内を、特に市街地を歩いてみましたら、公園、道路の緑地帯、花壇等々、まだまだ活用の余地のある、あるいは整備が不十分なところが随所に存在することを発見しました。これらの公有地にもっともっと多くの花や緑を植えることが可能です。また、先ほども触れましたが、緑地帯のツゲ等が歯抜け状態になっているところが非常に多く、見苦しい限りです。花はできる限りボランティアで育てていきたいと思ひていますが、ツゲ等は行政にお任せせざるを得ません。

これまで、なぜこのような状態になったのかという反省を十分踏まえ、早急に補植をしていただきたいと思ひます。また、今後は同じ失敗をしないよう十分な管理体制をしいていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

次に、オープンガーデン制度の導入についてお尋ねします。

オープンガーデンとは、個人の庭を一般の人に公開するというものです。丹精込めた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむことはまちやコミュニティに潤いを与えてくれます。このオープンガーデン制度を行政主体で設けていただきたいというのが質問の趣旨です。

市内で、例えば専門家が手がけた庭、御自分でつくった庭、花壇やプランター等、一般に開放していただける庭をお持ちの方を対象に募集を行い、会員になっていただきます。開放していただける庭はオープンガーデンマップに写真等を掲載します。開放していただける時期や日、場所の限定など、参加していただける方の都合に合わせる事が可能です。オープンガーデンであることの案内板、開放できる場所の表示板等を配ります。私の知っている限りでも会員になっていただける方が数名おられます。公募すればある程度の会員が集まるのではないかと思います。

個人の庭が花のスポットとして点在し、これがさらに広がっていけば、防府市は潤いと情緒のあるまちに変わると思います。制度の趣旨を御理解いただき、前向きに対処していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

最後に、市の木サンゴジュとサンゴジュの街路樹の見直しについてお尋ねいたします。

防府市は、昭和48年、サンゴジュを市の木として制定しました。その主な理由は、公害に強く、繁殖が容易で生育がよい、サンゴのような実をつけるということだそうです。その反面、虫がつきやすく、根元から芽が生えるという欠点もあります。

市の木に制定されたことから街路樹として植栽されていますが、私からすれば極めて美的センスのよくない、木の特性を全然御理解されない皆さんがお決めになったことだと苦笑しております。

サンゴジュにはサンゴジュのよさがもちろんあります。葉っぱが肉厚でよく水分を含み、葉の表面はワックスをかけたような光沢があります。その特性を考えれば、サンゴジュは生け垣等に活用するのが最適の樹木です。

私は、原田市長時代にサンゴジュにかわる市の木を制定するよう求めたことがあります。そのとき原田市長は、市の木は2本あってもいいと、政治的配慮をもって回答されました。私も2本あってはいけないとは申しませんが、もう一度市民の声を聞き、公害時代の木ではなく、環境時代のセンシティブな木を市の木に制定したらと思います。そして、街路樹にはそれに適した樹木に変えてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 「まち全体が花と緑の植物園」構想についての御質問にお答え申し上げます。

自然環境、特に花と緑は子どもたちの感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を維持していく上で、将来に残すべき市民の貴重な財産でございます。幸いなことに、本市では天満宮の梅、桑山・天神山の桜、大平山のツツジ、阿弥陀寺のアジサイなど、四季を通じて花と緑があふれております。これらは市民の貴重な財産であり、お示しの花と緑の植物園構想にもつながるもので、市民の憩いの場、さらに、観光客の誘致等への起爆剤としなければならないと思っております。

さて、最初に御質問の雑草のない美しいまちづくり対策についてでございますが、身近な公園や道路などはいつもきれいであってほしいとだれもが願っております。

御指摘にありましたが、市では年2回から3回、除草作業を行いまして、雑草が景観を損なわないよう、さらに、火災や不法投棄等を防ぐため努力をしております。

また、市のみならず、地元自治会、婦人会、愛護会等の皆様の手によって、市内の公園・道路の清掃やごみ拾い、花壇の手入れなどの美化活動も行われております。

しかしながら、市や各種市民活動組織で清掃美化に努めているものの、これらの施設が雑草で覆われることも多々あり、美しい環境が損なわれていることについて、その対応に苦慮しているところでございます。

今まで市が行ってきた手法や市民の勤労奉仕的な手法では限界があると感じておりまして、今後は市民の皆様と市が協働して、美しいまちづくりを行う仕組みや、市民が自立して活動を進める仕組みをつくる必要がございます

これは一例でございますが、右田地区ではさまざまなボランティア活動をしておられる「つくしの会」という団体が、「美しい快適なふるさと防府」を目指して、地区内の国道2号、262号などの道路敷に捨てられているごみ・空き缶等の清掃活動を行っております。

このことは大きく評価され、現在、この会と国土交通省との間で、さらに活動をステップアップさせるための協議が行われていると聞いております。

市といたしましても、まちの美化効果のみならず、まちづくりへの協働意欲や地域への愛着、誇りもはぐくまれるなどの波及効果が生まれる仕組みを望んでおりますので、これらの活動を参考にして、市内全域にいかを広げていくか、その手法について検討したいと考えております。

次に、公有地、休耕田の活用についてでございますが、まず公有地につきましては、団体、ボランティア等から空きスペースに花を植え育てたいとの要望がありました場合には、

協力、支援できるものについては積極的に行いたいと考えております。

また、花壇登録をしていただいている市内各地区の花壇については、花の苗を引き続き配布して、花いっぱい運動の啓発に努めてまいります。

街路樹につきましても、緑地の保全や景観の形成及び交通安全上の必要性等を考慮しながら、枯れた街路樹等があれば補植を行うなど、維持管理の徹底を図ってまいります。

次に、休耕田につきましても、ボランティア団体等が景観作物を作付する際に使用する農作業用機械の運搬に市から直接助成することは現状では難しいと考えております。

なお、防府市農業公社が農業用機械運搬用キャリアカーを1台所有しておりますが、これは原則として農作業受託者協議会を貸出対象としておりますことから、今後、ボランティア団体等の農作業への貸し出しについて、農地の所有者や関係機関の御意見をお聞きしながら規程の見直しを研究してまいりたいと考えております。

次に、オープンガーデン制度についてでございますが、近年、花を育て楽しむ人々が増えております。そして、最近のガーデニングブームにより個人の家の庭やベランダから色とりどりの鮮やかな花が顔をのぞかせており、こうした人々に支えられながら美しい花と緑のまちづくりが進められることが大変望ましいことと思っております。

御案内のオープンガーデンとは、私有地である個人庭園に一般市民を招き入れ、多くの市民が楽しみ、喜びを分かち合う場とするもので、私的な空間でありながら庭園が社会性、公共性を持つものでございます。個人の庭を見学し合うことでガーデニングの情報交換や技術の向上、仲間づくりが行われます。さらに、住んでいる地域を美しくすること、植物を育てることからまち並みを美しくするといった小さな社会貢献活動にもつながるものでございます。

個人のオープンガーデンを中心として、公園、学校、企業などの緑の空間が連携することにより、本当の花と緑のまちづくりが実現すると考えられることから、現在、全国でこのオープンガーデンを導入する事例が増えつつあります。

オープンガーデン制度には行政が企画し運営するといった指導型、あるいは行政は市民の自発的活動を援助する支援型、誘導型がございます。また、公開していただける家庭がある程度1つの地区に集中しているかどうか、点在している場合は交通の足はどうか、駐車場やトイレ、また、近隣の家庭の了解等、克服すべきものは多いと思っております。

本市でも花と緑のまちづくりに有効な手法は積極的に導入したいと考えており、今後さらに研究していきたいと思っております。

最後に、市の木サンゴジュについてでございますが、市の木サンゴジュは昭和48年1月、市民に公募し、同年3月7日、防府市緑化推進本部会で2,085人の応募があっ

たものを参考に協議が行われ、サンゴジュは常緑樹で1年じゅう緑色の輝きを持つ葉と、名のとおりサンゴのような赤い玉の実をつけ、生育がよく、火に強く、防火用生け垣として、また大気汚染にも強く、公害に強い木として市民に親しまれているという理由から決定されたものでございます。

なお、このときには、黒松、イチヨウ、楠、クロガネモチなども候補に挙がっており、推奨品種とされております。

また、昭和49年5月には、全国でも初めて市役所前の通りにサンゴジュの成木を街路樹として植え、自慢できるものにすると思われ、これにより市内各所に街路樹として植栽されたと聞いております。

サンゴジュは害虫被害もございまして、手入れも年じゅう必要なことから、他の都市では街路樹として植栽がされておられません。また、街路樹にすると思われたときから時代も流れ、サンゴジュに対する評価も変わってきておりますので、御指摘のように、時代に合った防府にふさわしい美しい街路樹を選ぶことも必要であると思えます。

なお、市の木としてのサンゴジュでございしますが、先人が多くの公募の中から選定されたということも尊重しなければなりません。しかしながら、市民の皆様から市の木を再選定してはとの御意見が出てくるようであれば検討することも必要になってくると思っております。そのときは、広く市民の皆様の御意見を拝聴する機会等を設けたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

御回答の冒頭でも述べましたが、我が市は花と緑に関しましては貴重な財産を多く持っております。今回、議員から御提案がありましたことは、これら貴重な財産とともに、個人の家庭、道路、公園等、あらゆる場から市全体を花と緑で潤すこととなる、そういったきっかけが生まれるのではないかと考えているところで、感謝する次第でございまして。

今後も御意見、御協力をいただければ幸せに存じます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） それでは、自席から再質問させていただきます。

ただいま市長から総体的に御理解のある、前向きな御回答をいただきました。ありがとうございました。

それでは再質問いたしますが、まず、雑草のない美しいまちづくりを進めるためのシステムの構築についてでございますが、今、市長から右田地区の例を挙げられて説明もありません。こういった一部の活動を市内全域に拡大していけばということではございましたが、私は全く同感です。

実は私、先日、勝間地区で、地区の社協の会長をやっておられる方にこのことを御相談しました。勝間地区も道路、それから緑地帯、それからJRの高架下の側道がありますが、あの辺に極めて雑草が多く生えていまして、非常に見にくいわけですね。それで、地域としてこれを何とかしようじゃないかという御相談を持ちかけたんですが、会長さんも非常に、日ごろから気をとめておられたらしく、積極的に他の方々にも話をしてみようと、こういうことをございました。

それで、その後、私、たまたま防府市の社協の会長さんが同じ町内におられますので、この会長さんにもお会いして話をしました。そうすると、会長も同様によく理解をいただきまして、地域の各種団体等にも御協力をいただいて、何カ月に1回、こういった一斉清掃をする機会をつくるというのもいいねと、こういうことをございました。

それで、忠告をいただきましたんですが、まず1つの地域できちんとこの新たなシステムを構築して、成功させて、それを全地域に拡大しようというふうにするのがいいんじゃないかと、私の考えと全く同じ助言だったわけですけども、そういうことで、私は行政と、それから地域の住民と、それから企業、三者が一体的に協議をして、そしてどういうふうにしていったらいいのかということをお早急に検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上でも申し上げましたとおり、先進的な事例もございます。右田地区の「つくしの会」の活動は、独居の老人の方々の慰問とか、あるいはその他の福祉のボランティアも含めてまちの美化活動にも取り組んでおられる、本当に素晴らしい活動をしておられるなとつくづく感じているわけですが、議員御指摘のとおり、行政と、この場合「つくしの会」には行政はほとんど何のお手伝いもしておりませんが、これから多少お役に立たなければならぬと、このように思いまして、国交省との話し合いの場もつくるように努力をしておるところでございますけれども、まずは地域の方々がそういう思いに強く駆られて立ち上がっていただくことに、私どもができるところをお手伝いさせていただくという形が理想的なものではなからうかなと、このように考えておりますので、いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり地区の方々あるいは、幸いなことに、この4月から地区担当員制度というものを市役所は持っております。市の課長クラスがその地区の担当員になっておりますので、その地区担当員というものもぜひ活用していただき、それによって行政の参画の仕方もいろいろあるかと思えます。いろいろなところからいろいろな、その場に合ったやりやすいやり方で組織づくりができていくことを私も望んでいるところではございます。お力添えをよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） 実は市長さん、お隣におられます嘉村副市長さん、御一緒に、実際に勝間地区の実情というものを見ていただきました。それで、嘉村さんから、とにかくこれはひどいねというような話で、早急にこの対策を講じなければならないと。これはまさに行政の役割、責任だから行政でやらなければならないと、こういうふうなお話でした。早急にこの協議に入っていただきたいと思います。

最後に、この項についてはいつからやるか、このことを明言、お願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） いつからというよりも、まずはそれぞれの地域の特性もあるかと思いますが、地区担当員の者とよく協議をしていく、そういう場を設けまして、地域の実情に合った方法を模索させていただきたい、そのことについては直ちに着手したいと思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） それじゃよろしく願いいたします。

次に、休耕田、公有地を活用して花のスポットのモデル地区づくりをやっておるわけなんですが、先ほども壇上から申しました。1つ問題点があって、労力の提供とか機械の提供とか、そういうものはボランティアがやるんだけど、その機械を、現地で耕作したり埋め立てをする場合に、運ぶのが実は大変なんですね。そのトラック等をどこかで貸してもらえると非常に活動がスムーズにできるということで、先ほど市長から、農業公社等にそういったトラックがあるから、そこの活用をするために公社の規程の見直しも考えていきたいと、こういう御答弁でございました。ぜひ、そういう方向でよろしく願いしたいと思います。

先ほども申しましたが、やはりこういう休耕田の活用とか、あるいは美観の形成とか、そういったものは本当に行政の重大なテーマでありますので、本来行政が主体的にやっていくべきものだと思いますので、ぜひその辺を御理解いただき、また費用につきましても極めて少額です。そういうことでぜひよろしく、前向きに検討していただく、お願いしたいと思います。

次に、さらなる公有地の活用についてお願いをしたわけですが、私が先日、市街地を中心に実際に見て歩きました。それで写真も撮ってまいりました。公園、道路の緑地帯、花壇、こういうところはまだまだ活用の余地がある、あるいは整備が不十分な、こういうところが多々ありました。その実態をちょっと見てもらいたいと思うんです。写真とってきましてね。実は、これは緑地帯なんですね。ここにツゲが植わっているはずなんです

が、これ全く歯抜け状態になって何にもありません。ここを人が自由に通ったりしていますから、土も踏み固められて、惨たんたる状況ですね。

それから、これがサティのところから駅に行く入り口なのですが、ここには立派な花壇があります。あるんだけれども、実はこれ左右にあるんですね、あるんだけれども、これ何にも植わっていないんですよ。こういうところもやっぱり十分活用していかないと。

それで、行政というのはつくるのは得意だけど、あと維持管理をしていくということが非常にお粗末なんですね。だからこういうこと、要するに維持管理体制というものをしっかりやっていくということが私は必要なんじゃないかと思うんですね。

ついでにもう一つ紹介しますと、これ市役所に入る、南側からこちらの方に入っていく緑地ですね、ここに申しわけ程度の、何ですかこれは、ちっちゃなヒマワリが2本ほどありますが、この辺はもう雑草だらけなんですね。こういうところもきちんと花が植えられたら非常に感じのいいまちになるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

そういうことで、早速、私はツゲ等の補植をぜひやってもらいたいと、こういうふうに思います。いかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員の御指摘のとおりでございます、私も気づいたたびごとにその都度、担当部長なり、実はきょうも朝一番に秘書室でいろんな注文を言っておりますけれども、行政はスピードが大事でございます。議員もいろいろなお気づきをその都度行政に伝達をいただき、そしてそれがちゃんと達成されているかどうかをよく見てもいただき、またおしかりもいただきたいと、このように思っております。

私も、さらにしっかり、いろんなことに神経を配って、美しいまちづくりの一助として働きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） ツゲの補植も大変お金のかかることですからすぐに全部やるというわけにもいきませんが、ぜひ予算を配って進めていただきたいと、このように思います。

実は、私がこの提案をしたからではないんでしょうが、最近、庁内も花が大分植えられて、非常に雰囲気明るくなりましたですね。大変いいことだと思います。庁舎の前の、あそこ、サンゴジュがあるんですが、その植樹升に芝桜を植えられていますね。これ大変いいことだと思いますね。ぜひこれはやっていただきたい、こういうことは。

それで、もう一つ、ちょっとついでにお見せしますが、これは市内の鋳物師のあるとこ

るんですが、ここに住民の方が植樹升にこういう花を植えられておるんですね。非常にこれきれいで、しかもこういう花があると雑草が生えないんですね。雑草を抑える役割を果たします。住民の方がこういうものを見て、ああいいねということでどんどん広がっていけばいいと思うんですが、行政もそういったことをぜひ協力、支援をしていただきたいというふうに思います。

こういったことを、私は行政が市の広報等でぜひ紹介して、こういう市民の善意の行為をぜひ多くの市民に知らせてもらって、そういう活動が広がっていくようによろしくお願いいたしますと思います。

それから、オープンガーデンの導入についてですが、市長からも、これは全国で非常に増えてきておると。2種類あって、行政主導でやる場合もあるし、民間のNPOとか、そういったボランティアがやる場合もあって、それを行政が支援していくと、こういう形があるということでしたけれども、これから研究していくということですが、私はまず、先ほども壇上からも申しましたが、もうオープンガーデンにふさわしい庭を持っておられる方もたくさん市内におられます。ですから、公募をまず行ってもらって、少数でもいいから会員になってもらって、とにかくスタートさせてはいかがでしょうか。そして、また次年度、その次と、会員が増えていけば、ますます花が広がってくるわけですから、ぜひ、とりあえずスタートをしてもらったらどうかと思うんですがいかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） オープンガーデンについてでございますが、今すぐにスタートしたらどうかということでございます。先ほど市長の答弁でも言いましたが、駐車場の問題とか、いろいろ問題が出てきておりますが、平成15年ですか、企画の方でオープンガーデンの、これは写真ではありますが、そのあたりを募集したということでの第1回目の動きがあります。

そこで、そういうことがありますので、まずは私も、今ちょっとインターネット等でも調べさせていただいたんですが、埼玉県の深谷市、これなんかもオープンガーデンフェスタなんかを、これは市の行事が花フェスタというものがあまして、それと同時に開催されております。このオープンガーデンフェスタにつきましては、個人の方で立ち上げられておるという状況でございます。あと、東京のオープンガーデンクラブというのも、これは花を見せるだけではなくて、中華料理の講習会をやられたり、いろいろガーデンパーティーをやられたりということでの地区の触れ合い等をやられておりますので、その啓発活動といいますか、そのあたりを私どもが今、市内の空地、花壇等、花壇の登録団体が147団体ありますので、そのあたりも含めまして、その地区の方々には花の苗の配布等

も行っておりますので、そのあたりと並行して進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） 制度導入する場合、さまざまな問題点があるのは当然でしょう。先ほど言われた駐車場の問題とか、そういったものもあると思います。

ただ、他市はそういった問題点を全部クリアして、これを現実に実施しているわけですよ。だからちゃんと研究して、そういう問題点をクリアしながら、ぜひその導入に向けてやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、最後にサンゴジュですが、市長からも時代に合ったものが必要だろうと、こういうお考えのようにお聞きしました。再選定の声があればこういうものも考えていきたいと、こういうニュアンスだったと思いますが、一回市民の皆さんにちょっとこうアンケート的に聞いてみられたらいかがでしょうか。私が聞く限りではサンゴジュって余り評判がよくないんですよ。市長さんも腹の中ではそう思っちょってんじゃないかなと思いますが、ぜひそういったような機会をつくって、広く市民の声を聞いてみていただきたいというふうに思います。

それでは要望しまして、私の質問をこれで終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、今津議員の質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩の時間をとりたいと思います。10分間休憩いたします。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時15分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、24番、馬野議員。

〔24番 馬野 昭彦君 登壇〕

24番（馬野 昭彦君） 大変お疲れとは思いますが、本日最後の質問者となります民友会の馬野昭彦でございます。気楽に聞いてもらいたいと思います。

私は、本日は実は文章をつくっておりませんので、自分の口で質問させていただきます。ですから、執行部におかれましては間違いがあるかと思いますが、そのときには再度質問していただきながら私の質問ということで議論をしていきたいというふうに思っております。

質問に入ります前に、まず松浦市長に敬意のごあいさつをさせていただきます。

昨年5月の市長選挙、あれから早いものでもう1年がたちました。6月21日は市長

が10年目を迎えるという大きな節目の年になっております。この間、松浦市長は3期選挙戦を戦いましたが、まず1期目は人心一新、ふるさと再生という大きなキャッチフレーズ、そして、2期目は行財政改革をとらえてまいりました。3期目は「とことん防府」という思いで、市民の多くの方々の賛同を得て3選目の栄誉を勝ち取ったということであります。

私は、市長というのは議員と違いまして1年365日、24時間が任務だろうということで、非常に激務を邁進しておられることに対し、心から敬意と感謝をしておるところでございます。安心安全なまちづくりのために、これからも健康に留意されながら防府のかじ取りを進めていただきたいと思います。

同僚議員が、きょう午前中に話がありましたが、市長もたまには有休を取っていただきながら、好きな山登りとかゴルフとか、あるいはお孫さんが4人目が誕生したということでもありますので、そういったところにも心を引きながら楽しんでいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、私もゴルフが好きであります。先日、ゴルフスタイルという月刊誌があります。この本にたまたま目を通しておりましたら市長が載っておりました。阪田哲男さんという、日本ではアマチュアのトップレベル、世界大会でも数多く出場し、優勝したという選手であります。その方との対談が載っておりました。その中で、私が目を引かれたのは、実はゴルフも政治も情熱がなければだめだという文に目を引かれまして、全く私も同感という気持ちであります。私もこの議員活動を通じながら、そのようなことも肝に銘じながらいきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

実は1番から4番までは、私が防府市議会の議員に籍を置かせていただきまして、もうすぐ11年になりますが、その間、いろいろこの一般質問で取り上げました。そして、その内容を精査しながら政策に、市民の多くの声を聞きながら一般質問で制度をつくってもらったということでもあります。

しかし、制度というものは時代に応じながら、やはり問題点も出てきますので、そういったことにつきましては精査しながら、福祉的なものについては底上げしてもらおうと、そういったことがありますので、きょうはこの制度をつくるというんじゃないしに、制度の見直しをしながらよりよい、市民が望んでいることに向けて取り組んでもらいたいということでございますので、ぜひともそういった観点から注目をした御答弁を賜りたいというふうに思います。

まず大きな項目であります。行政運営の品質向上についてであります。

その中の休日、病児保育のさらなる拡充、そして、その1点目は休日保育の利用について、現在、保育園児だけが利用しておりますが、これも幼稚園児あるいは無認可保育あるいは院内保育所に通所しているお子さん、あるいは家庭でいろいろな保育を受けておられる方、そういったことで、今回この質問の趣旨は、幼稚園児にも利用拡大というのではなしにして、実はその入所の規制緩和をしてもらいたいということが主なねらいであります。ですから、せっかく今ある休日保育所というものをこれからも有効に使ってもらう、市民の多くの方に使ってもらうということでありませう。

現在の入所の条件は、認可保育所に通所している園児でなくてはだめなんですね。そして家庭で保育できない人についてのみの利用が可能という、非常に狭き門であります。ですから、それを拡大してくださいというのが1点目のお願いでございます。そういったことについての御答弁を賜りたいと思います。

それから、2番目に、質の高い保育サービスを提供するために、今の休日保育所、それと病児保育所は、今現在、三田尻にきららルームという保育所がありますが、この保育所も非常に、いろいろ調べてみましたら、本来その休日保育にしる、病児保育にしる、公益性の非常に高い施設でありますので、本来ですと、これは行政がこういった事業を行うというのが私は筋だろうという思いから、実は平成10年度からこの問題に取り組んできたわけです。しかしながら、この両施設ができたのは、休日保育については16年の10月、それから病児保育所については14年の1日ということで、もう4年も5年もかかったわけです、この制度をつくるためにですね。

私は、なぜ、こういったことで、2番目の、年次的にその両施設に増額の補助をしてもらいたいということですか。これを、例えば休日保育所の、今現在市議会議員であります弘中園長先生のところの右田保育所がこれを引き受けてもらったんですが、ちょっとその経緯についてお話しさせていただきますが、実は、私が10年に一般質問をしたときに、執行部はやるうということでも12年には返事をもらったんですが、実はこの会議場で、ですけれども、もらったんですが、ふたを開けてみたら平成13年、14年度には児童措置費の中の委託料で300万円の当初予算が計上されておるんです。しかしながら、それは不用額として2年とも落ちておるわけですね。それで、15年に私、再度、この壇上でどうしたことかということで問い詰めますと、執行部は16年になったら、市内のある保育所が今改築をしておるから、そのときには必ずその保育所と協議しているから、それを利用するように力を注ぐという回答をもらったんですが、しかし、15年度もそういったことにはならなかった。それで、おかしいということいろいろ探してきた中で、今申し上げました右田保育園が引き受けてくれたわけですね。それは弘中先生は市議会議員という立場もあ

ったでしょうが、営利を目的としない、こういった施設を引き受けたことに対して、私は非常に敬意を表しておる一人でございますが、そして、日曜保育をすると、先生方のローテーションですね、日曜も出ますから、あと日曜出ますと、やはり代替の休みをとらず、そうすると非常に難しいんですね、ローテーションを組むのが。

現在、その児童措置費でどのぐらいのお金を市として補助しているかということ、委託料で152万円なんです、実は。152万円で休日保育事業というのはまずできんのですね。それと、先ほど申し上げましたように、1日、利用者が今2・3人です、休日保育は。それは、先ほど申し上げましたように、非常に厳しい規制がありますから、保育所に預けようにも預けられんのですね。ですから緩和をしてもらうということと、そして、その休日保育というところにもう少し年次的に補助していただきたいということ。

それから、きららルームにつきましても、これは実は病児保育というのは非常に難しい保育でありまして、いわゆる小児科の先生と、それから看護師さん、それから保育士と、こういった方々の力なくして病児保育はできないわけですね。ですから、私も当時の課長は、ちょっと名前を忘れましたが、私一人で実は三田尻病院と、それから今、名前は違いますが、当時防府胃腸病院に営業に行きました。ぜひとも市民が求めているこの病児保育については解消してもらいたいという訴えに行きまして、神徳先生をはじめお話をしましたけれども、なかなか三田尻病院さんも難しい、そして胃腸病院さんは、当時ウダさんという事務長だったと思うんですが、その方といろいろ話をしましたけれどもなかなか受けてもらえなかったということがありました。そのぐらい、実はこの休日保育にしる、病児保育の事業は難しいんです。

ですから、先ほど申し上げましたように、もう少し行政として手厚い補助をしていくというのが当たり前だろうということでもありますので、ぜひこの辺についても、いい答弁を期待しているところでございます。よろしく御回答をお願いしたいと思います。

それから、留守家庭学級についてであります、これも以前から何回も取り上げてまいりました。取り上げてまいりましたが、これもなかなか難しい問題でありました。

しかしながら、私が15年にこの問題を取り上げまして、当時は8時から12時までの4時間しかなかったんです、この留守家庭学級は。普通のウィークデー、いわゆる短期授業につきましては、3時に授業が終わって夕方5時まで預かってくれますが、長期留守家庭学級というのは以前は8時から12時までしかなかったんです。それを1日に延ばしてもらったんです。私も幾らか、何回も一般質問してようやく認めてもらってやったんです。そうしますと夏場物すごく暑いんです。今まで昼まででよかったからよかったけれども、1日に延びましたから。

私は全市内の17の小学校の留守家庭学級にクーラーを全部つけてくれということはないんです。せめてプレハブの学級、今8校ぐらいあると思うんですが、その学校にとりあえずクーラーをつけてもらいたい。これは将来を担う子どものために、やはり先行投資という形の中で、私はぜひともお願いをしておきたいというふうに思いますので、この件についてもよろしく御答弁を賜りたいと思います。

それから、大きな3点目ではありますが、人事考課制度の導入であります。

これも私の大きな悲願でありました。この人事考課制度というのは、一般的ななかかわりにくいかと思いますが、実は、企業でありましたら、人事考課というのは当然あるんです。なぜかという人と人を組織する、人が集まった集団、いわゆる組織がありますと、必ず人を管理する、そういったシステムがなくては経営者というものは人を見分けることのできんです。

これは非常に大きな特徴がありまして、この人事考課制度を公務員がもし導入するならば、当時、私が質問したときに、導入するならば、県下でたしか最初の導入の市でなかったかなというふうに私は記憶しておりますが、民間では、先ほど申し上げましたように当たり前前の制度ですが、公務員はやらないんです。絶対やらないんです。ですけども、私は職員の意識改革、やる気、士気の高揚、モチベーションのアップ、そして将来への夢が持てる、やる気が持てるという、そういう制度をつくる、このことが非常に大事であろうという思いでこの人事考課制度を導入したわけであります。

私は非常にうれしく思っておりますが、この人事考課制度の導入について職員の意識がどのように変わったのか、どのような成果が出たのか、まずお聞きしておきたいと思いません。

それから、導入当時は、やはり組合とのいろいろな、いわゆる調整がありますから、なかなか難しい部分がありましたから、スタート時は課長職でスタートしたんです、50数人だったと思います。現在は係長職まで下げました。下げて、人事考課制度というのを今導入しております。

この導入に当たっては一般職も含めて、あるいは課長職以上の方も含めて、全職員がこの人事考課制度というものをいつごろ導入するのかということについてお聞きしておきたいと思いません。

それから、小さい3点目の、この制度を有効活用していただいて、性差ない運用をしてもらいたい、男性も女性も関係なしにということですが、これをなぜ私が取り上げたかといいますと、実は昨年までは女性の課長職が1人おりましたが、たまたま定年で退職されました。それで、本年度は女性の課長職、いないんです、実は、防府には。私は、女性の

課長がいいとか悪いのではなしにして、やはりこういった、先ほど申し上げました人事考課という制度を利用して、それを参考にして、女性にもそういった道を開いてもらうということでもあります。そのことは、もう他市では物すごく多くの方々が課長にはなっているし、部次長にもなっています。ましてや山陽小野田市は部長という女性もいます。

そういったことも踏まえて、我々は防府市にとって女性職員のそういった昇進の道を開ける一つの手段としてもらいたいということでもありますので、この辺についてのお考え方もお聞かせ願いたいと思います。

それから大きな4点目、これはバランスシート、いわゆる貸借対照表であります。これと損益計算書についてお伺いします。

これも非常に大事な制度なんです。実は私が質問したのが、これは平成11年だったと思うんですが、防府市は早々に12年度に調査をしながら、そして13年度からこれを運用開始したということでもあります。これは、民間では当然バランスシートと損益計算書というのは車の両輪でありますから絶対あります。ですけれども行政はやらんのですね。なぜやらないかということ、いわゆる単年度式、そして現金主義会計といって、いわゆる民間では複式を使います。あるいは発生主義会計というのを使いますが、行政では使わんのですね。ですから、そういうのは必要ないと、タブーとされていたんです、この問題が。

しかし、10年前ごろから財政が非常に各地方で厳しいという中で、この問題について各方面が注目を集めたわけです。特に一番注目を集めたのが、たしか東京都知事石原さんがマニフェストに都のバランスシートを導入するということで導入したんですね。それを訴えて大勝したんです。それで、その後、国も、大蔵省も注目を集め、国も導入を始めた。そして、今ではほとんどの市町村がこのバランスシートというのを導入しております。

このバランスシートというのは、先週の金曜日に参議院で地方の財政を健全化しようということで、地方自治体の財政健全化法というのが参議院で可決、決定されました。このことによりまして、我々防府市はもう既に導入しているからいいんですが、今度は非常に厳しくなるんですね、この見方が。なぜ厳しくなるかということ、今までは一般会計のみに国から注目しておりました会計決算が、今度は特会、自分のところに病院があれば病院まで、あるいは第三セクターまでという幅広い分野まで、こういったことの、国からのメスが入る、指導が入るということでもあります。いわゆる第2の夕張市みたいなことになりたくないということで国が法を定めたわけですね。

ですから、このことによって、私は質問では、民間ではバランスシートと損益計算書ということの話をしておりますが、行政ではそういった言葉は使ってはいけませんね。行政は絶対利益は出してはいけませんから、そこに書いていますように、いわゆる市民サービ

ス形成勘定、いかに市民にサービスを向上していけるかということが損益計算書たるものです。ですから、こういったものを活用していただいて、決算内容あるいは市民に今、借金がどのくらいある、今、正味財産が幾らあると、こういったものを説明する費用に使っているのかという質問と、そして、新しい年度に予算編成するとき、このバランスシートたるものをどのように活用してきたかということについてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから大きな5点目、これはここに書いてありますように特殊勤務手当についてであります。

私は、本日この問題を一番大きく取り上げていきたいというふうに思っております。なぜならば、私は、多くは申しませんが、この問題は非常に根の深い問題があるというふうに思っております。この件につきましては、私、数年前からいろいろな委員会、決算委員会であろうと、常任委員会であろうと、いろいろ発言をしまいましたが、執行部の答弁では私は納得をしません。ですから、あえて今回この一般質問で取り上げたということでもあります。

ですから、その質問内容はどうかといいますと、この特殊勤務手当たるものは、この定義は何かということです。定義です。そのことの質問をして、後ほど御回答をいただいた後に再度質問させていただきますので、定義のみ、この件については御答弁を賜りたいというふうに思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 馬野議員にはノー原稿で、壇上で御質問を展開されたわけですが、私は立場上、ノー原稿というわけにもまいりませんので、後ほど自席からは思いを述べさせていただくことといたしますが、今日まで9年間、私は市長職を務めてまいりました。私はこの9年間を、実は3年ごとに自分なりに意識をしておるところでございます。

最初の3年間はまさに市の職員の意識改革を求めた3年間であり、それから行政改革というものを最初の3年間のうちに立ち上げたわけでございます。その後の3年間は、御存じのとおり行政改革の断行と、それから合併問題への取り組みでございました。合併問題の取り組みはいよいよ終盤を迎えまして、附帯決議なるわけのわからないものが飛び出てまいりまして、そこまではのむわけにはまいらないと、こういう判断の中で破局を迎えたわけでございます。

それから後の3年間、今日まででございますが、私は聖域なき行政改革、そして、単独市政をどこまでも可能な限り続けていくための礎をつくっていかねばならない3年間と、このように位置づけてきたところでありまして、まさにこの6月21日からは、私にとりましては周期的には4周期目に入ると、すなわち聖域なき行政改革と、そして行政品質向上の3年間にしていかななくてはならないと、このように思っているところでございます。

そこで、御質問の人事考課制度について、まずお答えを申し上げます。

これは、急速に進展する地方分権の流れの中で、私は自立型地域社会の実現を目指すためには、行政みずからが時代に即応した行政体制や組織の確立を図ることが不可欠であり、日々が改革であるという強い信念のもとに、「市民こそお客様」という旗印を掲げまして、全職員の意識改革に努めてまいったところであります。

その改革の取り組みの一つとして、平成15年、県下でもいち早く人事考課制度を導入いたしました。人事考課制度は人材育成の観点に立って、能力開発と意欲の高揚、人材活用と目標の共有化を図り、職員の意識改革と組織の活性化に大きく寄与するもので、本市においては目標管理による「業績」、「能力」、「意識姿勢」の3領域において評価を実施しているところでございます。

まず、導入後の職員意識の変化と成果についてでございますが、年度当初に設定した目標を上司と部下が共有することで組織の方向性が明確になり、また、目標達成水準や期日を設けることで職務遂行におけるスピード感が増してまいりました。まだまだ十分ではございませんが、多少は出てまいったと思っております。さらには、目標設定から実施状況、達成状況確認までの年間にわたる定期的な面接の実施によりまして、組織内のコミュニケーションが活性化され、職員意識の変化は確実に、ゆっくりではございますが進んでおります。

今後もこれまでの成果に満足することなく、さらなる向上を目指してまいらねばならないと思っております。

次に、人事考課の対象範囲についてでございますが、平成15年度の制度導入時には課長級の職員を対象にスタートさせました。その後、制度定着にあわせて平成17年度から課長補佐級職員まで、18年度からは係長級職員までこれを拡大し、現在では市職員の約3分の1を人事考課の対象者としておるところでございます。

今後の部長、部次長級職員や全職員への拡大につきましては、現在の人事考課制度の検証を行うとともに、能力本位の任用制度の確立や新たな人事評価制度の構築などを含む地方公務員法の一部改正法案がこのたびの国会に提出されておりますことから、その動きを

注視しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、制度を有効活用した昇進についての御質問でしたが、人事考課結果は人事異動における重要な参考材料の一つと考えております。その際、当然のことながら性別は考慮しておりませんが、議員御指摘のとおり、現在は女性の管理職が防府市にはおりません。これは実情でございます。

この原因としては、50歳以上の女性職員が極端に少ないということが影響しております。先ほども申し上げましたが、地方公務員法の現行法の中では、人事考課において抜群の者が出たと仮に仮定をいたしましても、それを管理職に登用していくということは不可能でございます。そういう事情の中で、中堅層以下では男女比率は均衡してきておりまして、課長補佐級あるいは係長級へは男女の区別なく昇進をして、多くの女性が男性職員とまじって、課長補佐あるいは係長として活躍しております。近い将来には確実に女性の管理職が増えていくものと考えております。

また、若手職員の登用についてでございますが、このたびの人事異動に見られますように、私は就任以来、年功序列にとらわれることなく、能力主義に基づく適材適所を基本的な姿勢としてまいりました。これからも性別や年齢にかかわらず優秀な人材を積極的に登用していくという考えにはいささかの変わりもございません。

なお、若手職員の育成につきましては、さまざまな研修や庁内のプロジェクトチームへの参加機会を与えるとともに職員提案を通じまして、その柔軟な発想を施策に取り入れております。このような職場を活性化させる若手職員の活動をさらに促進し、さまざまな経験をさせながら大きく成長するよう育成してまいりたいと考えております。

今後も人事考課制度の精度を高めて、職員のレベルアップを図るとともに、これも私からの提案で取り組んでおるところでございますが、今年度から全庁挙げて取り組みをいたしました「行政経営品質向上活動」、あるいは初めてお聞きになる言葉かも知れませんが、「暮れ六つTryあぐるセミナー」というようなものも新たな研修の場をつくりました。職員の一層の意識改革を進めて、質の高い行政サービスが提供できる少数精鋭の組織づくりに務めてまいりたいと思っております。

次に、特殊勤務手当に対する御質問でございます。

定義のみということでございましたが、若干長くなりますが、御存じのとおり特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給することができることとされておりまして、本市におきましても、この趣旨に基づく特殊勤務手当を条例に規定し、

支給してまいったところでございます。

しかしながら、勤務実態や社会情勢の変化に伴い、支給の妥当性の検証が必要と考えまして、第3次行政改革におきまして、特殊勤務手当を支給していた19種42業務のすべてについて制度本来の趣旨に合致しているかどうか、また、業務の特殊性が時代の変化とともに失われていないかどうかという観点から、検証し、見直しを進めてまいりました。

その結果、平成18年度から保育従事手当、変則勤務従事手当など、4種9業務の手当の廃止と衛生現業手当の1業務の段階的な減額を実施し、さらに今年度からは調査指導手当の現場監督等の業務など1種4業務の手当を廃止したところでございます。これにより、現在の支給対象手当の数は、14種29業務と、少なくなってきたところでございます。

今回の見直しにより、特殊勤務手当の総支給額は、特別会計を含め平成17年度まで毎年5,000万円程度でしたが、平成18年度決算においては、前年度に比べ約30%減、1,500万円の削減となっております。

なお、平成19年度予算は総額3,600万円としていますが、今年度から廃止した手当が計上されておりまして、このこともあり、最終的には約3,300万円程度になるものと見込んでいるところであります。

平成18年度決算の特殊勤務手当総額3,500万円の内訳につきましては、金額の最も多いのがごみ収集作業等の衛生現業手当で約2,200万円、次が消防関係の手当約1,000万円で、全体の90%以上を占めております。残りの300万円がその他の職員への手当となっており、その主なものは、生活保護の福祉現業手当、税金等の徴収事務従事手当などでございます。

特殊勤務手当につきましては、これまでも行政改革の取り組みの中で適正化に努めてまいりましたが、勤務実態と支給条件が制度本来の趣旨に合致しているかどうか、その必要性及び妥当性について、今後も引き続き検証し、さらなる適正化を図りたいと考えております。

なお、特殊勤務手当につきましては、防府市水道局でも支給しております。引き続き、水道事業管理者がこの点につきましては答弁をいたします。また、答弁漏れのごきいます残余の御質問につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 水道局の特殊勤務手当でございますけれども、現在、水道局の職員には当直勤務手当、それから現場手当、非常出務手当、企業手当、それと無

線当番手当という、この5つの種類の手当を支給いたしております。

市長答弁で若干それぞれの支給額について申しておりますので、水道についても参考ながら申し上げておきたいというふうに思いますが、支給額につきましては、平成18年度の、これは決算でございますが、当直勤務手当が約80万円、それから現場手当、非常出務手当でございますね、この2つの手当につきましては約160万円、企業手当につきましては900万円、それから無線当番手当につきましては約10万円ということでございます。総額で約1,300万円になるのかなということでございます。

もちろん定義につきましては、先ほど市長が申し上げましたように、水道局につきましても全く同じでございます。著しく危険でありますとか、不快でありますとか、不健康、または困難な勤務である、それと特殊な勤務に対してこれを手当としてつけるのが定義であろうというふうに同様に認識をいたしております。

特に特殊勤務手当の中には、近年、全国地方公共団体におきましても、いわゆる給料の二重払いあるいは不当、不適切な支出というふうな厳しい指摘を受けたものもありますことから、市民の御理解と市民への説明責任を、これを果たす必要があるかなというふうに思っております。業務の実態に即した、真に必要とされる根拠のあるものでなければならぬというふうに、市長部局同様、水道についても思っております。

特に水道につきましては、特殊勤務手当が水道料金の中にも、これが含まれておるといふような現状を踏まえまして、支給実態が制度本来の趣旨に合致をしているかどうかを基本に、現在、労働組合というものがございまして、そちらの方と鋭意協議を重ねておる状況でございますが、非常に水道局としては市長部局と比べおくれおる状況ではないかなというふうに、私個人としては思っております。

現行の特殊勤務手当につきましては、平成19年度中のなるべく早い時期に廃止をいたしたいというふうに考えているところでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 私の時間の配分が悪くて、ちょっと質問が、項目が多過ぎてちょっと走りますが、人事考課制度ですね、これについてはよく理解できました。理解できましたが、1点だけお願いしておきます。

こういった立派な制度がありますので、先ほど市長も答弁の中でありましたように、いろんな各種研修に出ていただきながら職員の意識を変えてもらうということが一番大きな目的でありますので、それにはこれからも積極的にやってもらいたいということ。それから、全職員にこれを早い時期に導入してもらいたいということもぜひ要望としておきたいと思

います。

それから、6月の期末一時金のときに、いわゆる今5段階でランクをつけていますよね、人事考課。その中で、いわゆる普通の人が50%、よくできる人が25%、ちょっとまずい人が25%というランクづけしておりますね。

私はこの人事考課制度というのは、そういったお金で差をつけるというのではなくして、職員の意識を変えてもらいたいということとか、あるいは先ほど申し上げましたが、若い人でもどんどん昇進できる道の資料に使ってもらいたいということでもありますので、その辺は誤解をしないようにということでもあります。

この項はこの辺でおきます。ぜひとも、これからも大いにどんどん改革して行ってもらいたいと思います。

それから、水道局、それから部長、市長部局の特殊勤務手当、これは、私はいろいろ改革してきたと言いますが、まだまだ改革する余地は物すごいあるんですよ。ずばり言わせて、この改革をなぜこれまでやらなかったかということは、それは当然、労働組合という大きな壁があるかもしれませんが、それに手をつけなかった、私は理事者にも責任があると思うんですよ、実はこれは、本当言って。これだけ長引く、今もうほとんどの世間がこの問題に物すごく関心を持っておるんです、実は。でありながら手をつけなかった、私は執行部にもこれは大きなペナルティーをつけなければならないというふうに思っております。

どのぐらいのことを今、市長部局もということですが、時間の関係がありますからざっといいます。市長部局の方にちょっと聞きたいんですが、私もずっと資料を調べておりますが、この中で確かに減ってきております。減ってきておりますが、私が一言で言うならば、なぜ事務職にまでつけにゃいけないかということですよ。本来の特殊手当というものは、先ほど市長の答弁でありましたように、そのとおりなんです。本当に著しく危険、不快、それから不健康、困難な業務に従事するということにつきましては、これは地方自治法に基づき支給されるものであって、それを皆さん方は拡大解釈しておるんですよ。あれにもこれにもあれにもこれもと、そんなばかげたことじゃないんですよ、この問題は。ですから、私が何回も決算委員会やら当初予算の委員会で指摘してきたわけですよ。これは本当に市民の血税ですよ。それを公僕たる市の職員が、それをなぜ甘んじて自分たちのためにそういったむだなお金を使うかということですよ。そこが私は言いたいんですよ。

もし答弁する人がおったら答弁してもらいたいんですが、なぜこの市長部局も事務職につけるんですか。この条例を見ましたら、この条例、私もちょっと取り寄せましたが、この条例の中にも、あるいは議案書の中にも書いていますが、事務のいわゆる徴収業務に従

事するという、ただそんなことで特殊手当をつけるというのは本当、ナンセンスなんですよ、これ。これは市民をばかにしたことなんですよ。こんなことは絶対に許せませんよ。ですから、一日も早くこれは解決していかなくてはならない問題。これは水道局も一緒なんですよ。

特殊手当は、今言いましたように悪い制度じゃないんです。これは法がつくっている立派な制度なんですよ。それを皆様方、拡大解釈して、どんどん使っていくから私は指摘してきたんです、今まで、何年間も前から。それを解決していなかったということについては、物すごくこれは私は怒りを覚えているわけであります。

特に、水道局なんかは、市長部局も、先ほど市長からも話がありましたが、私は平成18年度と平成19年度の予算で拾い出したんですが、平成18年度で約5,000万円、それから、19年度、本年度は3,500万円の予算を計上しています。その中でも、これで本当にいいのかなという金が入るんです、この中に。もし何かあったら、後、答弁してください。

それから、給料に占める割合が市長部局は実は0.3%なんですよ、非常に少ないですね。そして、支給される対象職員は35%。それから、先ほど言いましたように、特殊勤務手当ということについての、なぜ特殊勤務手当を払うかということについては、ただ事務の徴収従事者、それが仕事でしょうが、市の職員は。仕事をしているのに、それで特殊手当つけるって何ですか、おかしいでしょう、本当。これを私は指摘しよるんですよ。日ごろ自分たちがする仕事に手当をつけるというのは何ですか。本当、これは市民がわかったら大ごとですよ。市民運動が起こりますよ。これを指摘しておきます。

そして水道局については、これはまたひどい話ですよ。これ見てくださいよ。平成16年度決算では約1,600万円のいわゆる特殊勤務手当をつけていましたね。つけていたんですよ。本年度が1,429万円、それで総支給額の給料の5.35%、実は年間31万円ですよ、平均31万円のお金を特殊手当で払っているんですよ、むちゃくちゃでしょうが。

そして、何のために払うかということ、現場手当とか当直手当、そしてこの企業手当というのがあるんですよ。この企業手当というのは、水道局に従事する職員は管理職以外全員に払っとるんですよ。平成17年3月末までは幾らと思いませんか、1人頭月2万5,800円ですよ。それが、去年の4月1日から1万5,000円に下げられています。それは水道局に従事する、その中には総務の方もいらっしゃるでしょうが、事務職の方も。その方にも払っとるんですよ。よう考えてくださいよ、これは。大きな社会問題になります、これは。ですから、私が2年前から指摘してきた、それを今回とうとうこういった公

式場でぶちまけると、こうなったんです、実は。

ですから、その辺は執行部の皆さん方もぜひとも肝に銘じてこの問題は取り組んでもらいたい。私は、松浦市長の政治信条にも違反していると思うんですよ。本当に松浦市長も改革したいと思う。しかしながら、私は先ほど申し上げましたように、特に水道関係の事業についての方はむちゃくちゃということを指摘しておきたいと思います。時間がありませんから答弁をいただきませんが。

それから、この項は最後にちょっと要望しておきたいと思うんですけれども、余りこればかり時間をとれませんから。

実は、こういった問題が起きたのは、2005年に、皆様方も御承知と思いますが、大阪の問題ですよ。あるいは広島の問題ですよ。いわゆる、ちょっと読み上げましょう、私、中身を自分でちょっとメモしていますからね。

先ほど申し上げましたように、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事する職員については地方自治法に基づいて支給されるのが特殊勤務手当。全国でも有名になりましたですね、あの大阪の職員の一律支給、この制度の趣旨に逸脱した支給と私は受けとめておりましたし、当時の新聞もそういうふうに報道しておりました。こうした特殊勤務手当のあり方について、国も目を物すごい光らせたんですよ。そして、96年には自治体に特殊勤務手当の適正化を要請してきました。また、2004年末には47都道府県と13の政令指定都市に特殊勤務手当の調査を再度依頼してきたわけです。そうすると210手当、計152億円に上る、いわゆる支払いがあったと。その中にはほかの手当や給与と重複している可能性が十分あると、そういう見直しを指摘してきたわけです。

そこで、ちょっとこれ水道管理者にお尋ねしますが、そういう国からの指導があったときに防府市も多分調査したと思うんです。調査して、現在、実際どのようになっているか、ちょっと御答弁ください。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 現状は、大阪でございましたそういう状況と、私どもは、それ以前の状況と全く状況は一緒でございます。当然、私どもは、いわゆる労働組合法がありまして、もしくは地方公労法というふうな、そういった法律の中で動いておりますので、いわゆる労働条件に関しますことは組合との交渉事項でございます。調査いたしました結果、それを改善すべく交渉を重ねておるという状況であります。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） それで、私は、今、非常に問題になっておる宮崎県の裏金の問題、私はこれに同等するような気がするんです、本当。あるいは今、大きな問題となっ

ております社会保険庁の問題。この社会保険庁の問題も、社会保険庁の労使間で実は覚書があるんですよ、これ。マスコミでは報道されておりませんが、110数ページに及ぶ覚書があるんです、実は。その中に労使で覚書をつくっておるんです。この件について、防府市水道局にはそういう覚書たるものがあるかないか、ちょっとお聞かせください、労使で。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 労使間の覚書はございます。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） ありますか。そしたら、その内容についても公表できますか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 今、協約そのものが全体で360ぐらいございます。そういったものをひっくるめて全体を検討いたしておりますので、その結果、公表ということにもなるのかなというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 時間ありませんから早口になりますが、私はそういった覚書というのが、本来正式な覚書、いわゆるその三六協定で労働基準監督署に届け出るものと、その中にはもちろん就業規則等々がありますね。あります、そういったものの覚書というのは当然あると思うんです、協定書ですから。ですが、それ以外に私はあるんじゃないかなという気がしてならんです。それは追及しません。

そこで、その就業規則の中に服務規則というのがありますね。これも、やっぱり服務規則というのは何を意味するかといたら、そこに公務員として勤めるならばまじめに勤めますよという一つの決まりごとを労働基準監督署に提出しとるんですよ、労使で。それを私は逸脱しておるのではないかということも指摘しておきたいと思います。

それから、もう最後になります。これ、もうやり出したら切りがないんです、この問題は。

それで一つだけ要望しておきたいんですが、私はほかの自治体にも同じような取り扱いがあると思うんです、実は。ですけれども、私は他の自治体については言う権利もございませんが、私は防府市民から負託を受けまして防府市議会議員の末席に籍を置かせてもらっております。市民の安心安全を第一義に仕事をさせてもらっております。予算や決算、そしていろいろな事業に目を向けながら、間違いなく執行部が物事を執行されているということを、私は市議会議員としてチェックをする責務があると、こういう観点から今回こういう特殊勤務手当というのを取り上げたわけです。

私は先ほど申し上げましたように、この制度を悪いというのは一度も言っていません。もう少しまともな使い方というか、適正な使い方をしてほしいというものであるからこの質問をしたということでもあります。このような事案については多くの、世間が今、注目を集めております。ずさんな管理というか、先ほど申し上げましたが、長い間手をつけなかった、私は理事者の方にも物すごく責任があると思います。たび重なる労使交渉をしても、結果的には容認したことになっておりますので、私は理事者も非常に大きな責任があるということで指摘をしておきたいと思います。

もし、こういった特殊勤務手当の支給が不適切であるならば、早急に労使間で交渉をしていただきまして、あるいは再開をしていただきまして、早期に解決をしていただきたいと思います。そのときには、必ず市民にも議会にもそういった説明を求めたいと思います。

ただ、労使交渉でありますから、決裂の場合は、最終的には司法の手をお願いをしなければならないというふうに思いますが、どうか、私は円満解決ということをお願いしている者でございます。もし円満解決をするならば、至近の議会で、もちろんこの6月議会でも結構ですが、間違いだったということについて労使で確認するならば減額補正というものを提案してもらいたいんです、実は。そのぐらいの決意でおりますので、減額補正を提案してもらって、これとこれは不用額でありますということの提案をしてもらうことを検討して、つけ加えて要望としておきます。

この件は以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） それでは、私の方から休日、病児保育のさらなる拡充についてお答えをいたします。

まず、御質問の第1点目の休日保育の利用拡大についてでございますが、国の基準では「保育対策等促進事業の休日・夜間保育事業実施要綱」に、実施要件の一つとして、「この事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定する保育の実施児童であって、休日等においても保育に欠ける児童であること」と規定され、県の「保育所等機能強化促進費補助金交付要綱」でも同様に規定をされております。

したがって、防府市もこれに準じて事業要綱を定めておりますので、現行の預かり条件の緩和は考えておりません。

御質問の休日等における幼稚園児等につきましては、「防府市子育て短期支援事業」といたしまして、家庭での児童の養育が保護者の病気や仕事の都合等により一時的に困難になった場合に養護施設「防府海北園」に委託をしておりますが、そのメニューの中に休日預かり事業がございます。

また、「防府市ファミリーサポートセンター事業」は、相互援助活動として、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、あるいは買い物等外出の際の子どもの預かりをしております。そのほかに、防府市シルバー人材センターでも子育て支援預かり事業を行っております。

このように、子育て支援としてさまざまな事業を行っておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

第2点目の、休日保育、病児保育施設の経営内容を精査し、年次的に増額補助することについてでございますが、最初に休日保育についてお答えをいたします。

平成18年度から国・県の補助基準額が減額されましたが、本市におきましては、実情を考慮し、減額せずに委託をしておるところでございます。

次に、病児保育・乳幼児健康支援一時預かり事業の補助についてでございますが、平成14年度から国の補助基準額によりB型として委託しておりましたが、平成17年度に委託先と協議をいたしまして、平成18年度からA型に変更し、補助金を増額いたしております。

いずれにいたしましても、委託先と十分協議の上、実施をしておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、留守家庭児童学級についてお答えをいたします。

この御質問の親子電話機とプレハブ専用施設へのクーラー設置についてでございますが、親子電話機につきましては既に対応いたしております。また、クーラーの設置につきましてはこれまでも一般質問で答弁をいたしておりますが、児童の健康管理等を配慮する中で、子どもたちの自然に対応する体力づくりという観点も必要ではないかと考えられますので、平成17年度の調査で最高室温に近い学級に、昨年の夏、大型扇風機を7カ所、9台設置いたしております。

なお、昨年の7月、8月における午後2時の平均室温は31.1度ございました。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 時間がもうありませんから、私は、そういった文章を読むだけではなくして、もうちょっと市民にわかりやすく、もっと誠意を持った答弁をしてもらわんと困るんですよ。例えば休日保育にしる、そういった指針に基づいてやっていますじやなしに、せっかくある施設ですから、それを拡大していこうというのは当然のことでしょう。ですから、そういったことにも前向きに取り組んでくださいということですよ。ただ、みんながちよこちよこつとつくれた文章を読むということではだめなんですよ。先ほど、意識改革になってないでしょう、本当。僕はそこをちょっとやらなきゃいけないという

ことですよ。

本当に、市民はですね、市民の子どもさんを預かってもらっている、夏は暑い、本当に大変というときにはクーラーもつける、あるいは補助金が、先ほど言いましたように休日保育152万円、そして今回はBからAに上がりましたから、留守家庭学級は760万円までなっています。それはよく知っています、300万円上がりましたから。知っていますが、その休日保育にしる、先ほど言いましたローテーションを組んでやるんですよ。それで利用者が拡大すれば利用者が2.3人から4、5と増えていくでしょう。そしたら保育料が入るんですよ。そうしたら、いわゆる経営的に楽になるんですよ、休日保育は。そういったことを言っているんですよ。ですから、そういったことについても検討しなさいというんですよ。これ、ぜひ要望しておきます。

今の留守家庭学級、これも夏場暑いんですよ、それは。それは、先ほど壇上でも言いましたように、半日から1日に延びたでしょう。特に、昼からの、夏、暑い時期、本当、預かっている子どもさんも、そのために、先ほどの特殊手当じゃないですが、そんなむだ遣いというんか、私には不適切な支払いということがある中で、そういったところをしめ込むというんか絞り込むというのは非常におかしな話でしょう。ですから、もうちょっと答弁するときには誠意を持った答弁をしてもらいたいというふうに思いますね。

時間がありませんから、もうあと3分しかありませんが、この件についてはぜひとも前向きに御検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 最後の質問ですが、バランスシートと損益計算書についての御質問にお答えいたします。

まず1点目のバランスシートとコスト計算書を議員さん御指摘の「市民サービス形成勘定」の向上にどのように活用しているのかということでございますけれども、従来の決算書におきましては、どこからどれだけのお金が入ったのか、そのお金は何に使われたのか、収支のバランスはとれているのかと、市における財政管理がうまくいっているかどうかについてだけの情報の提供となっておりましたけれども、平成12年度、先ほど御指摘ございましたが、12年度の決算から民間企業の貸借対照表に対応するものとしてバランスシートを作成いたしております。市の財産はどれだけあるのか、将来負担はどうなるのかといった点について公表してまいってきたところでございます。

また、民間企業の損益計算書に対応します行政コスト計算書ですが、どのような行政目的に使用されたのか、その行政目的を達成するために幾らかかったのか、そのコストはどのような収入で賄われているのかと、こういったことも公表してきたところでございます。

議員お尋ねの「市民サービス形成勘定」の向上への活用につきましては、メリット、デメリットを今から十分分析して、わかりやすい形で市民に提供できるように研究してまいりたいと思っております。

それと、2点目の次年度予算編成についてどのように活用しているかということですが、防府市の行政コスト計算書は総務省から公表されました調査報告書によって作成しておりますので、人件費、物件費、扶助費、そういったものなどの性質別的な経費と目的別経費、款項のですね。大きなくくりでやっておりますので、今度、バランスシートやコスト計算書から得られる成果を行政分野に反映していくことは難しいんですけれども、次年度の予算編成を参考にして頑張りたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（馬野 昭彦君） もう時間も来ましたから要望だけしておきたいと思っております。

実は、こういったバランスシート、いわゆる損益計算書、これが非常に大事ということを私、壇上で申し上げました。今は執行部ももちろんそれを使いながら健全な財政運営に努めているということはよくわかります。

そこをお願いしておきたいのですが、このバランスシートとあるいはコスト計算というのを市が導入していますよね、これについて、今、財務部だけがこういった所管をしているだけではだめなんです、実は。せめて課長職以上の方がこの問題について関心を持っていただく。これは財務部長からは言えんでしょうから、私は市長、副市長の方から指示をしてもらいたいんですが、財務部が持っているのではなしに、各課のあるいは水道、教育委員会、消防を含めて、そういった管理意識を持つためには、課長職がこういった、今うちにはこれだけの正味財産があるよ、借金があるよ、そしてこれだけの金が使えるよということ、あるいはストック情報、遊休地ですね、こういったものがあるよということ、みんなが知ることが非常に大きなことになるんです。力になるんですよ。

ですから、これは課長職以上の方が、全員がこのことに目を向けていただきながら、財務部以外の方もこれに当然目を見張ってもらう。もちろん議員も、我々もそういったものに、バランスシートとかそれに目を通さなければ質問ができませんから、お金がないのにこれやれやれと言うことはできませんので、そういうことでもありますので、ぜひとも、議員も、我々もそういったものには目を向けますが、ほかの部局についてもぜひとも導入していただくことを強く要請いたしまして、時間が1分過ぎましたけれども、以上で終わっておきます。ありがとうございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、24番、馬野議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後 4時23分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年6月18日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 大 村 崇 治

防府市議会議員 三 原 昭 治